総　第　２　７　号
平成３０年６月５日

市議会議長
茂木　弘伸　様

渋川市長　髙　木　　勉

平成３０年６月渋川市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙のとおり告示したので通知するとともに、議案を次のとおり送付します。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 報告第７号 | 市長専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 2 | 報告第８号 | 平成２９年度渋川市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 3 | 報告第９号 | 平成２９年度渋川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 4 | 報告第１０号 | 平成２９年度渋川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 5 | 報告第１１号 | 平成２９年度渋川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 6 | 報告第１２号 | 平成２９年度渋川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 7 | 議案第５６号 | 市長専決処分の報告と承認について（渋川市税条例の一部を改正する条例） |
| 8 | 議案第５７号 | 市長専決処分の報告と承認について（渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 9 | 議案第５８号 | 市長専決処分の報告と承認について（渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 10 | 議案第５９号 | 市道の廃止について |

| | | |
|---|---|---|
| 11 | 議案第６０号 | 市道の認定について |
| 12 | 議案第６１号 | 財産の取得について |
| 13 | 議案第６２号 | 渋川市固定資産評価員の選任の同意について |
| 14 | 議案第６３号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 15 | 議案第６４号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 16 | 議案第６５号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 17 | 議案第６６号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 18 | 議案第６７号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 19 | 議案第６８号 | 渋川市税条例等の一部を改正する条例 |
| 20 | 議案第６９号 | 渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 21 | 議案第７０号 | 渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 22 | 議案第７１号 | 渋川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 23 | 議案第７２号 | 渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 24 | 議案第７３号 | 渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 25 | 議案第７４号 | 渋川市有墓地条例の一部を改正する条例 |

| | | |
|---|---|---|
| 26 | 議案第７５号 | 渋川市中小企業振興基本条例 |
| 27 | 議案第７６号 | 渋川市公園条例の一部を改正する条例 |
| 28 | 議案第７７号 | 平成３０年度渋川市一般会計補正予算（第１号） |

写

渋川市告示第８０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条及び第１０２条の規定により、渋川市議会定例会を次のとおり招集する。

平成３０年６月５日

渋川市長　髙　木　　勉

１　日　時　　平成３０年６月１２日　午前１０時

２　場　所　　渋川市議会議場

平成３０年６月１２日招集

# 平成３０年６月
# 渋川市議会定例会議案

（一般議案・条例関係）

報告第７号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

# 専　決　処　分　書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成２９年１２月８日午後２時ごろ、渋川市半田字飛松２１３５番１地先の市道１－１０３８号線において[redacted]氏運転のトラック（所有者[redacted]氏）が対向車とすれ違うために側溝のグレーチング上を通過したところ、グレーチングが跳ね上がり、床板及び左側サイドバンパーを損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成２６年１２月１１日議決）により、次のとおり専決処分する。

平成３０年３月２２日

渋川市長　髙　木　　勉

１　和解の内容

当事者　甲　渋川市長　髙　木　　勉

乙　[redacted]

（１）　甲は乙に対し、損害賠償金２８２，８９６円を支払う。

（２）　甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

２　損害賠償額

２８２，８９６円

報告第8号

平成29年度渋川市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、平成29年度渋川市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度渋川市一般会計継続費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 継続費の総額 | 平成29年度継続費 予算現額 | | | 支出済額及び支出見込額 | 残額 | 翌年度逓次繰越額 | 左の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 予算計上額 | 前年度逓次繰越額 | 計 | | | | 繰越金 | 特定財源 国県支出金 | 特定財源 地方債 | 特定財源 その他 |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 総合公園陸上競技場改修事業 | 880,526,000 | 401,099,000 | 128,501,800 | 529,600,800 | 345,014,816 | 184,585,984 | 184,585,984 | 40,585,984 | | 144,000,000 | |

平成30年6月12日提出

渋川市長 髙木 勉

報告第9号

平成29年度渋川市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度渋川市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度渋川市一般会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7 商工費 | 1 商工費 | 温泉施設管理運営事業 | 16,337,000 | 16,337,000 | | | | | 16,337,000 |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 市道6－5007号線排水路整備事業（分郷八崎地内） | 10,746,000 | 7,868,880 | | | | | 7,868,880 |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | JR八木原駅周辺道路整備事業 | 18,026,000 | 18,026,000 | | | | | 18,026,000 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | JR八木原駅周辺整備事業 | 39,712,000 | 39,712,000 | | | | | 39,712,000 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 鉄鋼スラグ対策事業（公園分） | 74,888,000 | 74,888,000 | | | | 74,888,000 | |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 小学校施設管理事業 | 5,832,000 | 5,832,000 | | | | | 5,832,000 |
| 10 教育費 | 6 保健体育費 | 学校給食調理場再編整備事業 | 23,624,000 | 23,624,000 | | | 22,400,000 | | 1,224,000 |
| 合計 | | | 189,165,000 | 186,287,880 | | | 22,400,000 | 74,888,000 | 88,999,880 |

平成30年6月12日提出

渋川市長　髙木　勉

報告第9号　参考資料

平成29年度渋川市一般会計繰越明許費繰越計算書(参考資料)

| 款 | 項 | 事業名等 | 繰越明許費額<br>円 | 翌年度繰越額<br>円 | 概要 | 工期等 | 請負業者 | 繰越しとなった理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 1 | 温泉施設管理運営事業 | 16,337,000 | 16,337,000 | | | | |
| | | スカイテルメ渋川等測量業務委託 | — | 6,080,000 | ・スカイテルメ渋川及び渋川温泉スタンドの境界標識の設置及び登記関係書類作成業務委託 | 平成30年3月23日<br>～<br>平成30年7月31日 | 真下測量設計事務所 | ・スカイテルメ渋川及び渋川温泉スタンドの施設譲渡に向けて3月補正で予算措置したが、その後の事業着手となることから、適正な委託期間を確保するため |
| | | ユートピア赤城等測量業務委託 | — | 10,257,000 | ・ユートピア赤城及び赤城の湯ふれあいの家等の境界標識の設置及び登記関係書類作成業務委託 | 平成30年3月23日<br>～<br>平成30年8月31日 | 狩野測量設計事務所 | ・ユートピア赤城及び赤城の湯ふれあいの家等の施設譲渡に向けて3月補正で予算措置したが、その後の事業着手となることから、適正な委託期間を確保するため |
| 8 | 2 | 市道6－5007号線排水路整備事業(分郷八崎地内) | 10,746,000 | 7,868,880 | ・施工延長 L=48.2m<br>・ボックスカルバート布設工 L=11.9m<br>・U型水路布設工 L=14.7m<br>・集水桝 N=1基 | 平成30年2月14日<br>～<br>平成30年7月27日 | (有)長谷昌組 | ・排水路整備に伴う関係機関との調整に不測の日数を要したことから、適正な工期を確保するため |
| 8 | 2 | JR八木原駅周辺道路整備事業 | 18,026,000 | 18,026,000 | ・JR八木原駅周辺整備に係る道路詳細設計等業務委託 | 平成30年3月22日<br>～<br>平成31年1月10日 | 国際航業(株)群馬営業所 | ・12月補正で予算措置した「JR八木原駅に係る自由通路及び橋上駅舎基本計画作成業務」と十分な調整を図りながら進める必要があることから、適正な委託期間を確保するため |
| 8 | 4 | JR八木原駅周辺整備事業 | 39,712,000 | 39,712,000 | | | | |
| | | JR八木原駅自由通路及び橋上駅舎基本計画作成業務委託 | — | 16,254,000 | ・JR八木原駅に係る自由通路及び橋上駅舎の基本計画作成業務委託 | 平成30年2月14日<br>～<br>平成30年10月9日 | JR東日本コンサルタンツ(株)上信越支店 | ・JR八木原駅周辺整備を早期に進めるため12月補正で予算措置したが、その後の事業着手となることから、適正な委託期間を確保するため |

| 款 | 項 | 事業名等 | 繰越明許費額<br>円 | 翌年度繰越額<br>円 | 概要 | 工期等 | 請負業者 | 繰越しとなった理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | JR八木原駅周辺整備基本計画作成業務委託（東西駅前広場基本計画作成を含む） | — | 23,458,000 | ・JR八木原駅周辺整備に係る基本計画作成業務委託（東西駅前広場基本計画作成を含む） | 平成30年3月22日<br>～<br>平成31年1月10日 | 国際航業（株）群馬営業所 | ・12月補正で予算措置した「JR八木原駅に係る自由通路及び橋上駅舎基本計画作成業務」と十分な調整を図りながら進める必要があることから、適正な委託期間を確保するため |
| 8 | 4 | 鉄鋼スラグ対策事業（公園分） | 74,888,000 | 74,888,000 | | | | |
| | | 渋川スカイランドパーク第4駐車場舗装被覆工事 | — | 33,200,000 | ・舗装被覆工事<br>6963.0㎡ | （未契約）<br>平成30年10月31日 | — | ・12月補正で予算措置した後の事業着手となることから、適正な工期を確保するため |
| | | 渋川スカイランドパーク第5駐車場舗装被覆工事 | — | 26,784,000 | ・舗装被覆工事<br>5305.1㎡ | （未契約）<br>平成30年10月31日 | — | ・12月補正で予算措置した後の事業着手となることから、適正な工期を確保するため |
| | | 渋川スカイランドパーク第7駐車場舗装被覆工事 | — | 14,904,000 | ・舗装被覆工事<br>1912.8㎡ | 平成30年4月2日<br>～<br>平成30年8月6日 | 望月建設（株） | ・入札を行ったが応札がなかったため、再度の入札を行うに当たり、適正な工期を確保するため |
| 10 | 2 | 小学校施設管理事業 | 5,832,000 | 5,832,000 | ・渋川北小学校遊具改修工（6連ブランコN=1基、4連ブランコN=1基、境界柵設置、既設ブランコ撤去） | 平成30年3月23日<br>～<br>平成30年7月31日 | （株）渋川園芸市場 | ・3月補正で予算措置した後の事業着手となることから、適正な工期を確保するため |
| 10 | 6 | 学校給食調理場再編整備事業 | 23,624,000 | 23,624,000 | ・（仮称）東部学校給食共同調理場新築工事実施設計業務　一式 | 平成29年6月7日<br>～<br>平成30年6月13日 | （株）サン設計事務所 | ・アレルギーに対応した給食提供方針の変更に伴い、設計変更が生じたことから、適正な委託期間を確保するため |
| 合計 | | | 189,165,000 | 186,287,880 | | | | |

報告第10号

平成29年度渋川市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成29年度渋川市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度渋川市一般会計事故繰越し繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 支出負担行為額 | 左の内訳 | | 支出負担行為予定額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 支出済額 | 支出未済額 | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | 一般財源 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 道路維持管理事業 | 3,719,520 | | 3,719,520 | 9,780 | 3,729,300 | | | 3,729,300 | 受注者における債務不履行により、年度内に支出が終わらなかったため |
| 合計 | | | 3,719,520 | | 3,719,520 | 9,780 | 3,729,300 | | | 3,729,300 | |

平成30年6月12日提出

渋川市長 高木 勉

報告第10号 参考資料

平成29年度渋川市一般会計事故繰越し繰越計算書(参考資料)

| 款 | 項 | 事業名等 | 翌年度繰越額<br>円 | 概要 | 工期等 | 請負業者 | 繰越しとなった理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 2 | 道路維持管理事業 | 3,729,300 | 三転ダンプトラック(荷台を左右、後方の三方向に傾けることができる車両)の購入 | 平成29年10月25日<br>～<br>平成30年3月30日 | (有)敷島自動車 | ・年度内において支出負担行為を行ったものの、受注者の債務不履行(受注者の業務管理の不備により、契約期間内に車両が納品されなかったこと)という避けがたい事故により、年度内に支出が終わらなかったため<br>・平成30年5月2日納入 |
| 合計 | | | 3,729,300 | | | | |

報告第11号

平成29年度渋川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度渋川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年度渋川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | その他 | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 2 事業費 | 1 公共下水道建設事業費 | 建設事業（公共下水道） | 7,400,000 | 7,400,000 | | | | | 7,400,000 |
| 2 事業費 | 1 公共下水道建設事業費 | 建設事業（特定環境保全公共下水道） | 20,800,000 | 20,800,000 | 740,000 | 700,000 | 13,300,000 | | 6,060,000 |
| 合計 | | | 28,200,000 | 28,200,000 | 740,000 | 700,000 | 13,300,000 | | 13,460,000 |

平成30年6月12日提出

渋川市長　髙木　勉

報告第11号 参考資料

# 平成29年度渋川市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書(参考資料)

| 款 | 項 | 事業名等 | 繰越明許費額<br>円 | 翌年度繰越額<br>円 | 概要 | 工期等 | 請負業者 | 繰越しとなった理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 1 | 建設事業(公共下水道) | 7,400,000 | 7,400,000 | ・渋川西バイパス関連下水道移設設計業務(管渠設計(布設替え工法)L=734.0m、管渠施設耐震設計 一式) | 平成29年6月27日<br>～<br>平成30年6月29日 | (株)建設技術研究所群馬事務所渋川支所 | ・関連する上信自動車道渋川西バイパス工事の実施設計が遅れ、下水道管の移設位置の調整に不測の日数を要したことから、適正な委託期間を確保するため |
| 2 | 1 | 建設事業(特定環境保全公共下水道) | 20,800,000 | 20,800,000 | | | | |
| | | 渋川市特定環境保全公共下水道事業計画見直し業務委託 | — | 6,000,000 | ・全体計画見直し業務<br>子持地区 A=29ha<br>・事業計画見直し業務<br>子持地区 A=29ha<br>小野上地区 A=95ha<br>水沢地区 A=10ha | 平成29年9月11日<br>～<br>平成30年8月31日 | (株)オウギ工設渋川支店 | ・群馬県との協議に不測の日数を要したことから、適正な委託期間を確保するため |
| | | 特環渋川汚水管布設工第3工区関連水道移設補償 | — | 14,800,000 | ・補償費(配水管整備工事 L=335.7m) | (履行期限)<br>平成30年4月27日 | — | ・汚水管布設工事において、既設の暗渠排水路や巨石などの埋設物が施工の支障となったことから、不測の日数を要し、これに伴い、水道管移設が年度内に完了しないため |
| 合計 | | | 28,200,000 | 28,200,000 | | | | |

報告第12号

平成29年度渋川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、平成29年度渋川市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を次のとおり報告する。

平成29年度渋川市水道事業会計予算繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 国庫補助金 | 左の財源内訳 工事負担金 | 左の財源内訳 当年度損益勘定留保資金 | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産購入限度額 | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 配水施設改良事業 | 770,361,000 | 449,949,440 | 57,502,000 | 0 | 27,500,100 | 30,001,900 | 262,909,560 | 0 | 上信自動車道(渋川西バイパス)関連配水管設計業務委託<br>翌年度繰越額 12,842,000円<br>本業務委託は、国土交通省高崎河川国道事務所(国交省)が計画する、上信自動車道(渋川西バイパス)により支障となる水道管の移設管路を設計するものであるが、移設管路の設計について国交省との協議に不測の日数を要したことから、適正な委託期間を確保するため<br><br>特環渋川汚水管布設関連配水管整備第3工区工事<br>翌年度繰越額 20,900,000円<br>本工事は、渋川市が発注している、特環渋川汚水管布設工第3工区工事(下水道工事)の関連工事であるが、施工場所の地盤状況が劣悪であるため下水道工事が遅延しており、関連する本工事の工程管理においても影響が生じ、施工に不測の日数を要することから、適正な工期を確保するため<br><br>高渋バイパス(3期工区)関連送配水管整備第3工区工事<br>翌年度繰越額 23,760,000円<br>本工事は、(主)高崎渋川線バイパス(3期工区)工事(高渋バイパス工事)の関連工事であるが、本体工事である高渋バイパス工事に遅延が生じており、関連する本工事の工程管理においても影響が生じ、施工に不測の日数を要することから、適正な工期を確保するため |
| 計 | | | 770,361,000 | 449,949,440 | 57,502,000 | 0 | 27,500,100 | 30,001,900 | 262,909,560 | 0 | |

平成30年6月12日提出

渋川市長 髙木 勉

# 平成29年度渋川市水道事業会計予算繰越計算書(参考資料)

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額<br>円 | 支払義務発生額<br>円 | 翌年度繰越額<br>円 | 概要 | 工期等 | 請負業者 | 繰越しとなった理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I | 1 | 配水施設改良事業 | 770,361,000 | 449,949,440 | 57,502,000 | | | | |
| | | 上信自動車道(渋川西バイパス)関連配水管設計業務委託 | 35,620,000 | 3,852,000 | 12,842,000 | 配水管布設替詳細設計 L=2,089.0m<br>φ30mm～φ75mm L= 1,150.0m、<br>φ150mm L= 482.0m、<br>φ200mm L=75.0m、<br>φ250mm L=212.0m、<br>φ300mm L=90.0m、<br>φ350mm L=80.0m<br>水管橋詳細設計 L=77.4m<br>φ150mm L=49.3m、<br>φ250mm L=28.1m | 平成29年6月27日<br>～<br>平成30年6月29日 | (株)建設技術研究所群馬事務所渋川支所 | ・移設管路の設計について国交省との協議に不測の日数を要したことから、適正な委託期間を確保するため |
| | | 特環渋川汚水管布設関連配水管整備第3工区工事 | 33,500,000 | 12,600,000 | 20,900,000 | 施工延長 L=335.7m<br>ダクタイル鋳鉄管(DCIP GX-1)<br>φ150mm L=278.5m<br>ダクタイル鋳鉄管(DCIP K-3)<br>φ150mm L=57.2m<br>ソフトシール仕切弁<br>φ150mm N=5基<br>消火栓 N=2基、給水整備 N=23件 | 平成29年7月31日<br>～<br>平成30年4月27日 | (株)小野組 | ・施工場所の地盤状況が劣悪であるため下水道工事が遅延しており、関連する本工事の工程管理においても影響が生じ、施工に不測の日数を要することから、適正な工期を確保するため |
| | | 高渋バイパス(3期工区)関連送配水管整備第3工区工事 | 36,200,000 | 12,440,000 | 23,760,000 | 施工延長 L=465.7m<br>ダクタイル鋳鉄管(DCIP K-1)<br>φ100mm L=52.0m、<br>φ150mm L=217.9m、<br>φ200mm L=177.7m<br>ソフトシール仕切弁<br>φ100mm N=1基、<br>φ150mm N=5基、<br>φ200mm N=4基<br>消火栓 N=1基、空気弁 N=1基、<br>給水整備 N=7件<br>水管橋<br>ステンレス鋼管 φ200A(SUS304 2ch20S) L=18.1m | 平成29年7月4日<br>～<br>平成30年7月20日 | 井口建設(株) | ・本体工事である高渋バイパス工事に遅延が生じており、関連する本工事の工程管理においても影響が生じ、施工に不測の日数を要することから、適正な工期を確保するため |
| 計 | | | 770,361,000 | 449,949,440 | 57,502,000 | | | | |

議案第５６号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　高　木　　勉

# 専　決　処　分　書

渋川市税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙のとおり専決処分する。

平成３０年３月３１日

渋川市長　高　木　　勉

渋川市税条例の一部を改正する条例

渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２０条中「第４８条第３項」を「第４８条第５項」に、「第５２条」を「第５２条第１項及び第４項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第２４条第１項中「によって」を「により」に改める。

第３１条第２項中「当該」を「同表の」に改める。

第３６条の２第２項中「によって」を「により」に、「第２条第２項ただし書」を「第２条第４項ただし書」に改め、同条第４項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第５項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第１項」を「、同項」に改め、同条第６項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第７項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第８項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第４７条の３中「（以下この節」を「（次条第１項」に改める。

第４７条の５第１項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第２項」に改め、同条第３項中「「第４７条の５第１項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第４８条第７項中「第５２条第２項」を「第５２条第４項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「第３項の場合」を「第５項の場合」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項を同条第６項とし、同条第３項中「第５項第１号」を「第７項第１号」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第２６項」に、「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下

この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９１第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１２の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

３　内国法人が、租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２５項及び令第４８条の１２の３に規定するところにより、控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第５２条第１項中「によって」を「により」に改め、同条第２項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

３　第５０条第４項の規定は、第１項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過

した日より前である場合には、同日）から同条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第５２条に次の２項を加える。

５　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

６　第５０条第４項の規定は、第４項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第５４条第７項中「第１０条の２の１０」を「第１０条の２の１２」に改める。

附則第３条の２第１項中「第４８条第３項」を「第４８条第５項」に改め、同条第２項中「第５２条」を「第５２条第１項及び第４項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第４条第１項中「第５２条に」を「第５２条第１項及び第４項に」に、「同項」を「前条第２項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第１０条の２第３項を削り、同条第４項中「附則第１５条第２項第７

号」を「附則第１５条第２項第６号」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項から第７項までを１項ずつ繰り上げ、同条第１４項中「附則第１５条の８第４項」を「附則第１５条の８第２項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第１１項から第１３項までを４項ずつ繰り下げ、同条第１０項中「附則第１５条第３２項第２号ハ」を「附則第１５条第３２項第３号ハ」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第９項中「附則第１５条第３２項第２号ロ」を「附則第１５条第３２項第３号ロ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第８項中「附則第１５条第３２項第２号イ」を「附則第１５条第３２項第３号イ」に改め、同項を同条第１２項とし、同項の前に次の５項を加える。

７　法附則第１５条第３２項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

８　法附則第１５条第３２項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

９　法附則第１５条第３２項第１号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

１０　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

１１　法附則第１５条第３２項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

附則第１０条の３第３項中「附則第１５条の８第３項」を「附則第１５条の８第１項」に改め、同項第２号中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第８項」に改め、同条第４項中「附則第１５条の８第４項」を「附則第１５条の８第２項」に、「附則第１２条第２１項第１号ロ」を「附則第１２条第１２項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条の８第５項」を「附則第１５条の８第３項」に改め、同項第２号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第１５項」に、「同条第１７項」を「同条第８項」に改め、同条第６項中「附則第１２条第２６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同条第７項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第８項各号」に改め、同項第４号中「附則第１２条第３０項」を「附則第１２条第２１項

」に改め、同項第６号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第２２項」に改め、同条第８項中「附則第７条第１０項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項第５号中「附則第１２条第３８項」を「附則第１２条第２９項」に改め、同条第９項中「附則第７条第１１項各号」を「附則第７条第１０項各号」に改め、同条第１０項中「附則第７条第１２項各号」を「附則第７条第１１項各号」に改め、同項第５号中「附則第１２条第３８項」を「附則第１２条第２９項」に改め、同条第１１項各号列記以外の部分中「附則第７条第１４項」を「附則第７条第１３項」に、「附則第１２条第２６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同項第５号中「附則第７条第１４項」を「附則第７条第１３項」に改め、同条に次の１項を加える。

１２　法附則第１５条の１１第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

（３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

（４）　家屋の建築年月日及び登記年月日

（５）　利便性等向上改修工事が完了した年月日

（６）　利便性等向上改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１１条の見出し中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成

３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第６号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「平成２８年度又は平成２９年度」を「平成３１年度又は平成３２年度」に改め、同条第１項中「平成２８年度分又は平成２９年度分」を「平成３１年度分又は平成３２年度分」に改め、同条第２項中「平成２８年度適用土地」を「平成３１年度適用土地」に、「平成２８年度類似適用土地」を「平成３１年度類似適用土地」に、「平成２９年度分」を「平成３２年度分」に改める。

附則第１２条の前の見出し及び同条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第４項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１２条の２及び第１３条の見出し及び同条中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第１５条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の渋川市税条例（次条第１項において「新条例」という。）第５２条第２項、第３項、第５項及び第６項の規定は、平成２９年１月１日以後に同条第１項又は第４項の申告書の提出期限が到来

する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この条において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に締結された旧法附則第１５条第２９項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に締結された旧法附則第１５条第３０項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

５　平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３２項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

６　平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新築された旧法附則第１５条の８第２項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

理　由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

# 渋川市税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （年当たりの割合の基礎となる日数）<br>第２０条　前条、第４３条第２項、第４８条第５項、第５０条第２項、第５２条第１項及び第４項、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項並びに第１４０条第２項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。 | （年当たりの割合の基礎となる日数）<br>第２０条　前条、第４３条第２項、第４８条第３項、第５０条第２項、第５２条　、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項及び　第１４０条第２項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。 |
| （個人の市民税の非課税の範囲）<br>第２４条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第５３条の２の規定により　課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。<br>（１）・（２）　（略）<br>２　（略） | （個人の市民税の非課税の範囲）<br>第２４条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第５３条の２の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。<br>（１）・（２）　（略）<br>２　（略） |
| （均等割の税率）<br>第３１条　（略）<br>２　第２３条第１項第３号又は第４号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。<br>表（略）<br>３・４　（略） | （均等割の税率）<br>第３１条　（略）<br>２　第２３条第１項第３号又は第４号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該　右欄に定める額とする。<br>表（略）<br>３・４　（略） |
| （市民税の申告）<br>第３６条の２　（略）<br>２　前項の規定により　申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（省令第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、省令第２条第４項ただし書の規定により、市長の定める様式による。<br>３　（略） | （市民税の申告）<br>第３６条の２　（略）<br>２　前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（省令第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、省令第２条第２項ただし書の規定により、市長の定める様式による。<br>３　（略） |

| | |
|---|---|
| ４　給与所得等以外の所得を有しなかった者（第１項又は前項の規定により第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、３月１５日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。 | ４　給与所得等以外の所得を有しなかった者（第１項又は前項の規定によって第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、３月１５日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。 |
| ５　第１項ただし書に規定する者（第３項の規定により第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、３月１５日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。 | ５　第１項ただし書に規定する者（第３項の規定によって第１項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、３月１５日までに、第１項の申告書を市長に提出することができる。 |
| ６　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第２３条第１項第１号に掲げる者のうち所得税法第２２６条第１項若しくは第３項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第４項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 | ６　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第２３条第１項第１号の者のうち所得税法第２２６条第１項若しくは第３項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第４項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 |
| ７　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第２３条第１項第２号に掲げる者に、３月１５日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 | ７　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第２３条第１項第２号の者に、３月１５日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 |
| ８　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から１５日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 | ８　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第２３条第１項第３号又は第４号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から１５日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 |
| （特別徴収義務者）<br>第４７条の３　前条第１項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第３２１条の７の４第２項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第１項において「年金保険者」という。）とする。 | （特別徴収義務者）<br>第４７条の３　前条第１項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第３２１条の７の４第２項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。 |

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第４７条の５　当該年度の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の３月３１日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第２項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において支払われる場合には　、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には　、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の２分の１に相当する額をいう。次条第２項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

２　（略）

３　第４７条の３及び前条の規定は、第１項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第４７条の３中「前条第１項」とあるのは「第４７条の５第１項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第１項及び第２項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日」とあるのは「からその日の属する年の９月３０日」と読み替えるものとする。

（法人の市民税の申告納付）

第４８条　（略）

２　法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第６６条の７第４項及び第１０項又は第６８条の９１第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１２の２に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

３　内国法人が、租税特別措置法第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項の規定の適用を受ける場合には、

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第４７条の５　当該年度の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の３月３１日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第２項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の２分の１に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

２　（略）

３　第４７条の３及び前条の規定は、第１項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第４７条の３中「前条第１項」とあるのは「第４７条の５第１項」と　、前条第１項及び第２項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日」とあるのは「からその日の属する年の９月３０日」と読み替えるものとする。

（法人の市民税の申告納付）

第４８条　（略）

法第３２１条の８第２５項及び令第４８条の１２の３に規定するところにより、控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

４　内国法人　　又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第３２１条の８第２６項及び令第４８条の１３に規定するところにより、控除すべき額を第１項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

５　法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（同条第２１項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第１９項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第７項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４．６パーセント（申告書を提出した日（同条第２３項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して省令第２２号の４様式による納付書により納付しなければならない。

６　（略）

７　第５項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（１）・（２）　（略）

８　（略）

９　法人税法第８１条の２２第１項の規定により法人税に係る申告書を提出

２　法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第３２１条の８第２４項及び令第４８条の１３に規定するところにより、控除すべき額を前項　の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

３　法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（同条第２１項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第１項、第２項、第４項又は第１９項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第５項第１号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年１４．６パーセント（申告書を提出した日（同条第２３項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して省令第２２号の４様式による納付書により納付しなければならない。

４　（略）

５　第３項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（１）・（２）　（略）

６　（略）

７　法人税法第８１条の２２第１項の規定により法人税に係る申告書を提出

する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第１２号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第５０条第３項及び第５２条第４項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第１２号の７に規定する連結子法人をいう。第５０条第３項及び第５２条第４項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第１６号に規定する連結申告法人をいう。第５２条第４項において同じ。）に限る。）については、同法第８１条の２４第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第５２条第４項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第５２条第４項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第８１条の２４第１項の規定の適用がないものとみなして、第１８条の２の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第５２条　法人税法第７４条第１項又は第１４４条の６第１項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第７５条の２第１項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

２　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているものが、同条第４項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第１２号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。第５０条第３項及び第５２条第２項において同じ。）がある連結子法人（同法第２条第１２号の７に規定する連結子法人をいう。第５０条第３項及び第５２条第２項において同じ。）（連結申告法人（同法第２条第１６号に規定する連結申告法人をいう。第５２条第２項において同じ。）に限る。）については、同法第８１条の２４第４項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第５２条第２項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第５２条第２項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第８１条の２４第１項の規定の適用がないものとみなして、第１８条の２の規定を適用することができる。

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第５２条　法人税法第７４条第１項又は第１４４条の６第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第７５条の２第１項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

３　第５０条第４項の規定は、第１項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

４　法人税法第８１条の２２第１項の規定により　法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第２条第１８号の４に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

５　第４８条第７項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第７項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から第５２条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

６　第５０条第４項の規定は、第４項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第５

２　法人税法第８１条の２２第１項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第８１条の２４第１項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第２条第１８号の４に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

２条第４項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第４項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（固定資産税の納税義務者等）

第５４条　（略）

２～６　（略）

７　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他省令第１０条の２の１２で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第１項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附　則

（延滞金の割合等の特例）

第３条の２　当分の間、第１９条、第４３条第２項、第４８条第５項、第５０条第２項、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）及び第１４０条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

２　当分の間、第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（固定資産税の納税義務者等）

第５４条　（略）

２～６　（略）

７　家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他省令第１０条の２の１０で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第１項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

附　則

（延滞金の割合等の特例）

第３条の２　当分の間、第１９条、第４３条第２項、第４８条第３項、第５０条第２項、第５３条の１２第２項、第７２条第２項、第９８条第５項、第１０１条第２項、第１３９条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）及び第１４０条第２項（第１４０条の７において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

２　当分の間、第５２条　　に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条　の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の割合を前条第２項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金にあっては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。

２　（略）

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１０条の２　（略）

２　（略）

３　法附則第１５条第２項第６号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

４　（略）

５　（略）

６　（略）

７　法附則第１５条第３２項第１号ハに規定する設備について同号に規定す

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第４条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第５２条に　　規定する延滞金の割合を同項　　に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第５２条の規定による延滞金にあっては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第５２条に　　規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条　　及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。

２　（略）

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１０条の２　（略）

２　（略）

３　法附則第１５条第２項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

４　法附則第１５条第２項第７号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

５　（略）

６　（略）

７　（略）

| | |
|---|---|
| る市町村の条例で定める割合は３分の２とする。<br>８　法附則第１５条第３２項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。<br>９　法附則第１５条第３２項第１号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。<br>１０　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。<br>１１　法附則第１５条第３２項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。<br>１２　法附則第１５条第３２項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>１３　法附則第１５条第３２項第３号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>１４　法附則第１５条第３２項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>１５　（略）<br>１６　（略）<br>１７　（略）<br>１８　法附則第１５条の８第２項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 | ８　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>９　法附則第１５条第３２項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>１０　法附則第１５条第３２項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>１１　（略）<br>１２　（略）<br>１３　（略）<br>１４　法附則第１５条の８第４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 |
| （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）<br>第１０条の３　（略）<br>２　（略）<br>３　法附則第１５条の８第１項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第８項　に規定する従前の権利に対応する部分の床面積<br>（３）　（略）<br>４　法附則第１５条の８第２項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第１２条第１２項第１号ロに | （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）<br>第１０条の３　（略）<br>２　（略）<br>３　法附則第１５条の８第３項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第１７項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積<br>（３）　（略）<br>４　法附則第１５条の８第４項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）第７条第１項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第１２条第２１項第１号ロに |

規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）～（３）　（略）

５　法附則第１５条の８第３項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）　（略）

（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第１５項において準用する同条第８項　に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

（３）　（略）

６　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（６）　（略）

７　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（３）　（略）

（４）　令附則第１２条第２１項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

（５）　（略）

（６）　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２２項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

（７）　（略）

８　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（４）　（略）

（５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に

規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）～（３）　（略）

５　法附則第１５条の８第５項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）　（略）

（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第１２条第２４項において準用する同条第１７項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

（３）　（略）

６　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２６項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（６）　（略）

７　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（３）　（略）

（４）　令附則第１２条第３０項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

（５）　（略）

（６）　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第３１項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

（７）　（略）

８　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）～（４）　（略）

（５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３８項に

規定する補助金等
（６）　（略）
９　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（６）　（略）
１０　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（４）　（略）
（５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等
（６）　（略）
１１　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（４）　（略）
（５）　施行規則附則第７条第１３項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
（６）　（略）
１２　法附則第１５条の１１第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証す

規定する補助金等
（６）　（略）
９　法附則第１５条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（６）　（略）
１０　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１２項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（４）　（略）
（５）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３８項に規定する補助金等
（６）　（略）
１１　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１４項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２６項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）～（４）　（略）
（５）　施行規則附則第７条第１４項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
（６）　（略）

る書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
（３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
（４）　家屋の建築年月日及び登記年月日
（５）　利便性等向上改修工事が完了した年月日
（６）　利便性等向上改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

（土地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）
第１１条　次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
（１）～（５）　（略）
（６）　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第１８条第６項（附則第１３条の場合には　　、法附則第１９条第２項において準用する法附則第１８条第６項）
（７）　（略）

（平成３１年度又は平成３２年度における土地の価格の特例）
第１１条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、平成３１年度分又は平成３２年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
２　法附則第１７条の２第２項に規定する平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地であって、平成３２年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、修正された価格（法附

（土地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）
第１１条　次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
（１）～（５）　（略）
（６）　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第１８条第６項（附則第１３条の場合にあっては、法附則第１９条第２項において準用する法附則第１８条第６項）
（７）　（略）

（平成２８年度又は平成２９年度における土地の価格の特例）
第１１条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、平成２８年度分又は平成２９年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
２　法附則第１７条の２第２項に規定する平成２８年度適用土地又は平成２８年度類似適用土地であって、平成２９年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第６１条の規定にかかわらず、修正された価格（法附

則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１２条　宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７

則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１２条　宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７

以下のものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第１２条の２　地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条の規定に基づき、平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３の規定を適用しない。

（農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１３条　農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

以下のものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第１２条の２　地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条の規定に基づき、平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３の規定を適用しない。

（農地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第１３条　農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第１５条　附則第１２条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第１１条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１３７条第１号及び第１４０条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第１２条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から平成３３年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第１３７条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３～５　（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第１５条　附則第１２条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第１１条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１３７条第１号及び第１４０条の５中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第１２条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から平成３０年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第１３７条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３～５　（略）

議案第５７号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　高　木　　勉

# 専　決　処　分　書

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙のとおり専決処分する。

平成３０年３月３１日

渋川市長　高　木　　勉

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

渋川市都市計画税条例（平成１８年渋川市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

附則第１４項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１３項中「第１７項」の次に「、第１８項、第２０項」を加え、同項を附則第１４項とする。

附則第１２項中「附則第４項及び第６項」を「附則第５項及び第７項」に、「附則第４項及び第７項」を「附則第５項及び第８項」に、「附則第５項、第７項及び第８項」を「附則第６項、第８項及び第９項」に、「附則第７項から第９項まで」を「附則第８項から第１０項まで」に、「附則第９項」を「附則第１０項」に、「附則第１０項」を「附則第１１項」に改め、同項を附則第１３項とする。

附則第１１項中「附則第９項」を「附則第１０項」に改め、同項を附則第１２項とする。

附則第１０項を附則第１１項とする。

附則第９項の見出し及び同項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を附則第１０項とする。

附則第８項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「附則第４項」を「附則第５項」に改め、同項を附則第９項とする。

附則第７項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「附則第４項」を「附則第５項」に改め、同項を附則第８項とする。

附則第６項中「附則第４項」を「附則第５項」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第７項とする。

附則第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度か

ら平成３２年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第６項とする。

附則第４項の前の見出し及び同項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同項を附則第５項とし、附則第３項の次に次の１項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

４　法附則第１５条の１１第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

（３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

（４）　家屋の建築年月日及び登記年月日

（５）　利便性等向上改修工事が完了した年月日

（６）　利便性等向上改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告

書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の渋川市都市計画税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２９年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

理　由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

# 渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）<br>４　法附則第１５条の１１第１項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。<br>（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）<br>（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積<br>（３）　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条第３号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第４号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別<br>（４）　家屋の建築年月日及び登記年月日<br>（５）　利便性等向上改修工事が完了した年月日<br>（６）　利便性等向上改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由<br>（宅地等に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）<br>５　宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の | 附　則<br>（宅地等に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）<br>４　宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の |

当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

６　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には　　、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

７　附則第５項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には　　、附則第５項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

８　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第５項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等

当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

５　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

６　附則第４項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第４項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

７　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等

であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

９　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第５項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）

１０　農地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表　（略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

１１　（略）

１２　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第１０項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

１３　附則第５項及び第７項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第５項及び第８項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、

であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

８　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第４項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の特例）

９　農地に係る平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１９項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表　（略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

１０　（略）

１１　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第９項　の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

１２　附則第４項及び第６項の「宅地等」とは法附則第１７条第２号に、附則第４項及び第７項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２５条第６項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、

附則第６項、第８項及び第９項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第８項から第１０項までの「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第１０項の「農地」とは法附則第１７条第１号に、附則第１０項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第１１項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に規定するところによる。

１４　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項若しくは第４５項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは、「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

１５　地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条の規定に基づき、平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しない。

附則第５項、第７項及び第８項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第７項から第９項まで　の「負担水準」とは法附則第１７条第８号ロに、附則第９項　の「農地」とは法附則第１７条第１号に、附則第９項　の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第２６条第２項において読み替えて準用される法附則第１８条第６項に、附則第１０項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第１９条の２第１項に規定するところによる。

１３　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項　　から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項若しくは第４５項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは、「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

１４　地方税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２号）附則第１８条の規定に基づき、平成２７年度から平成２９年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しない。

議案第５８号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

# 専　決　処　分　書

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙のとおり専決処分する。

平成３０年３月３１日

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成１８年渋川市条例第１４４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「５４万円」を「５８万円」に改める。

第２６条中「５４万円」を「５８万円」に改め、同条第２号中「２７万円」を「２７万５，０００円」に改め、同条第３号中「４９万円」を「５０万円」に改める。

第２７条の２第２項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２９年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理　由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

# 渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （課税額）<br>第２条　（略）<br>２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>５８万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>５８万円</u>とする。<br>３・４　（略） | （課税額）<br>第２条　（略）<br>２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>５４万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>５４万円</u>とする。<br>３・４　（略） |
| （国民健康保険税の減額）<br>第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>５８万円</u>を超える場合には、<u>５８万円</u>）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には、１６万円）の合算額とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>２７万５，０００円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）<br>ア～カ　（略）<br>（３）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>５０万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）<br>ア～カ　（略） | （国民健康保険税の減額）<br>第２６条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>５４万円</u>を超える場合には、<u>５４万円</u>）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には、１６万円）の合算額とする。<br>（１）　（略）<br>（２）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>２７万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）<br>ア～カ　（略）<br>（３）　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>４９万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）<br>ア～カ　（略） |
| 第２７条の２　（略） | 第２７条の２　（略） |

| | |
|---|---|
| ２　前項の申告書の提出に当たり　　、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１７条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。 | ２　前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１７条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類　　を提示しなければならない。 |

# 平成３０年度　賦課限度額の引き上げ及び軽減対象区分の拡大による影響について

①賦課限度額の引き上げ

平成２９年度 医療：５４０，０００円、支援：１９０，０００円、介護：１６０，０００円＝合計８９０，０００円
平成３０年度 医療：５８０，０００円、支援：１９０，０００円、介護：１６０，０００円＝合計９３０，０００円

| | 医療分 | | 支援分 | | 介護分 | | 合計：円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 限度超過世帯数 | 限度超過額：円 | 限度超過世帯数 | 限度超過額：円 | 限度超過世帯数 | 限度超過額：円 | |
| 改正前 | 235 | 85,327,469 | 156 | 18,496,060 | 76 | 9,559,840 | 113,383,369 |
| 改正後 | 189 | 76,976,012 | 156 | 18,496,060 | 76 | 9,559,840 | 105,031,912 |
| 影響額 | 46 | 8,351,457 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,351,457 |

※　影響額の内訳：4万円増税:189世帯/7,560,000円　4万円以下の増税：46世帯/791,457円　合計8,351,457円

②軽減対象区分の拡大

平成２９年度 ５割軽減：３３万円＋２７万円×被保険者数、２割軽減：３３万円＋４９万円×被保険者数
平成３０年度 ５割軽減：３３万円＋２７万５千円×被保険者数、２割軽減：３３万円＋５０万円×被保険者数

| | | 医療分 | | 支援分 | | 介護分 | | 合計：円 | 総世帯数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 世帯 | 軽減額：円 | 世帯 | 軽減額：円 | 世帯 | 軽減額：円 | | 医療・支援 | 介護 |
| 改正前 | ７割 | 3,617 | 146,342,000 | 3,617 | 52,310,475 | 1,521 | 18,995,900 | 217,648,375 | | |
| | ５割 | 1,980 | 69,306,000 | 1,980 | 24,610,500 | 837 | 7,879,500 | 101,796,000 | | |
| | ２割 | 1,583 | 22,710,800 | 1,583 | 8,059,500 | 673 | 2,646,200 | 33,416,500 | | |
| | 計 | 7,180 | 238,358,800 | 7,180 | 84,980,475 | 3,031 | 29,521,600 | 352,860,875 | 13,338 | 6,357 |
| 改正後 | ７割 | 3,617 | 146,342,000 | 3,617 | 52,310,475 | 1,521 | 18,995,900 | 217,648,375 | | |
| | ５割 | 2,024 | 70,809,000 | 2,024 | 25,144,875 | 853 | 8,040,500 | 103,994,375 | | |
| | ２割 | 1,617 | 23,234,000 | 1,617 | 8,245,350 | 690 | 2,710,000 | 34,189,350 | | |
| | 計 | 7,258 | 240,385,000 | 7,258 | 85,700,700 | 3,064 | 29,746,400 | 355,832,100 | 13,338 | 6,357 |
| 影響額 | ７割 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | ５割 | 44 | 1,503,000 | 44 | 534,375 | 16 | 161,000 | 2,198,375 | | |
| | ２割 | 34 | 523,200 | 34 | 185,850 | 17 | 63,800 | 772,850 | | |
| | 計 | 78 | 2,026,200 | 78 | 720,225 | 33 | 224,800 | 2,971,225 | | |

※①、②ともに平成２９年度本算定時点のデータにより試算（所得増減、被保険者数については増減なしで試算）

議案第５９号

市道の廃止について

市道の路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

| 番号 | 路線名<br>（路線番号） | 起点（番地先）<br>終点（番地先） | 重要な経過地 |
|---|---|---|---|
| 1 | 5-6547号線<br>(5-6547) | 赤城町北上野字竹久保464-5<br>赤城町北上野字竹久保465-1 | |
| 2 | 5-6549号線<br>(5-6549) | 赤城町北上野字竹久保460-1<br>赤城町北上野字竹久保465-1 | |
| 3 | 5-6550号線<br>(5-6550) | 赤城町北上野字竹久保454-2<br>赤城町南赤城山字上野窪133-2 | |
| 4 | 5-6552号線<br>(5-6552) | 赤城町北上野字竹久保456-29<br>赤城町南赤城山字上野窪58-1 | |
| 5 | 5-6555号線<br>(5-6555) | 赤城町北上野字大道上422-1<br>赤城町北上野字大道上422-1 | |
| 6 | 5-6548号線<br>(5-6548) | 赤城町北上野字大道下425-10<br>赤城町北赤城山字南平1041-1 | |
| 7 | 5-6554号線<br>(5-6554) | 赤城町北上野字大道上413-2<br>赤城町北上野字大道上419 | |
| 8 | 5-6553号線<br>(5-6553) | 赤城町北上野字竹久保466-1<br>赤城町南赤城山字上野窪49 | |
| 9 | 5-7057号線<br>(5-7057) | 赤城町南赤城山字上野窪43-1<br>赤城町南赤城山字上野窪104-1 | |

| 番号 | 路線名<br>(路線番号) | 起点(番地先)<br>終点(番地先) | 重要な<br>経過地 |
|---|---|---|---|
| １０ | 5-7061号線<br>(5-7061) | 赤城町南赤城山字上野窪66-1<br>赤城町南赤城山字上野窪71 | |
| １１ | 5-7062号線<br>(5-7062) | 赤城町南赤城山字上野窪83-1<br>赤城町南赤城山字上野窪72-1 | |
| １２ | 5-7063号線<br>(5-7063) | 赤城町南赤城山字上野窪84-1<br>赤城町南赤城山字上野窪94-1 | |
| １３ | 5-7060号線<br>(5-7060) | 赤城町南赤城山字上野窪39-2<br>赤城町南赤城山字上野窪43-1 | |
| １４ | 5-7059号線<br>(5-7059) | 赤城町南赤城山字上野窪34-1<br>赤城町南赤城山字上野窪26 | |
| １５ | 5-7065号線<br>(5-7065) | 赤城町南赤城山字上野窪127-1<br>赤城町南赤城山字上野窪111-2 | |
| １６ | 5-7006号線<br>(5-7006) | 赤城町南赤城山字上野窪122-1<br>赤城町南赤城山字上野窪128 | |
| １７ | 1-7628号線<br>(1-7628) | 祖母島字長者久保615-4<br>祖母島字長者久保664 | |

理　由

番号１から１６は、赤城西麓北上野土地改良事業完了により、市道位置を変更するため、廃止しようとするものである。

番号１７は、上信自動車道道路整備に伴う市道の付け替えにより、廃止しようとするものである。

# 位置図

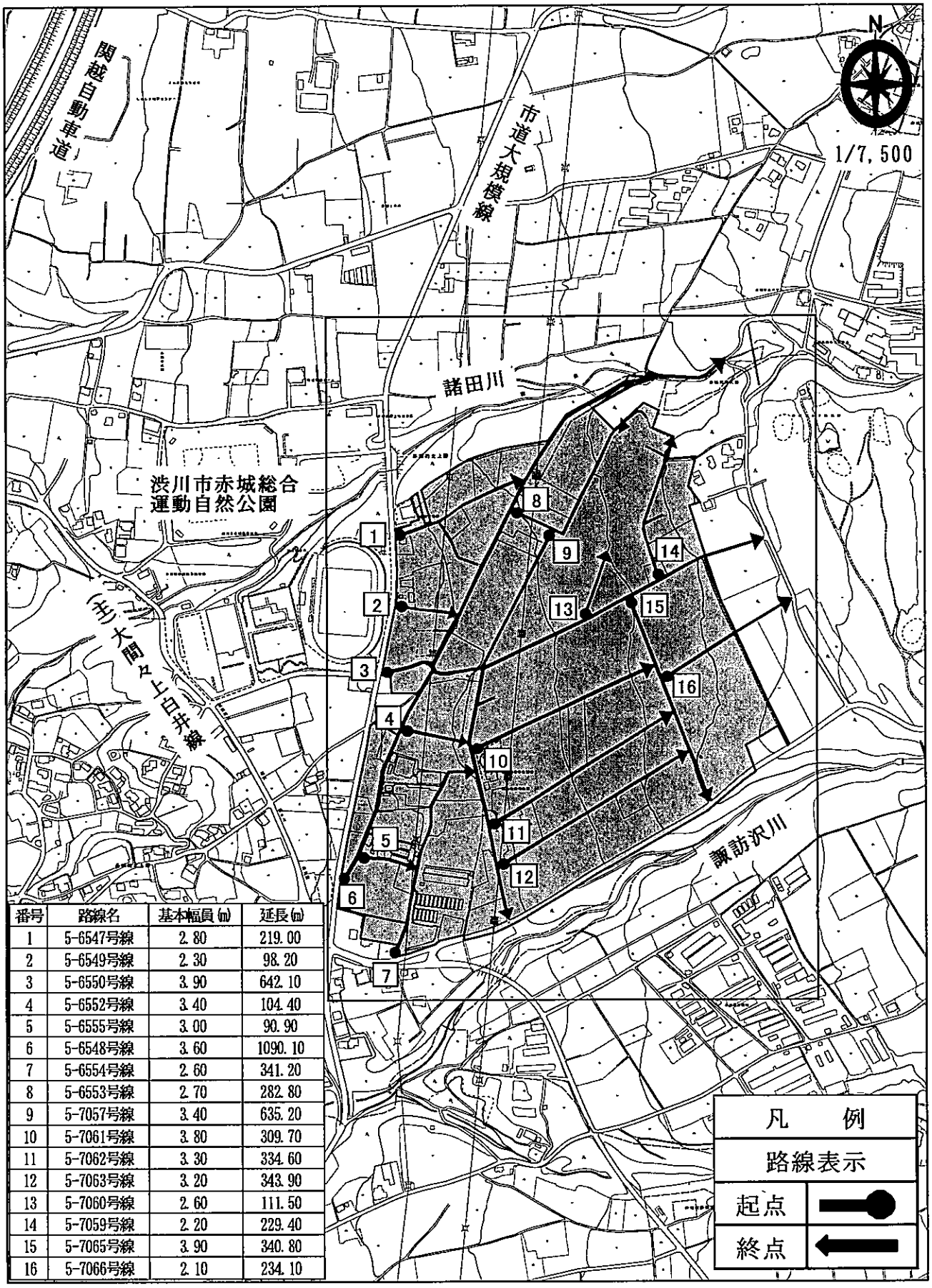


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 1 | 5-6547号線 | 2.80 | 219.00 |
| 2 | 5-6549号線 | 2.30 | 98.20 |
| 3 | 5-6550号線 | 3.90 | 642.10 |
| 4 | 5-6552号線 | 3.40 | 104.40 |
| 5 | 5-6555号線 | 3.00 | 90.90 |
| 6 | 5-6548号線 | 3.60 | 1090.10 |
| 7 | 5-6554号線 | 2.60 | 341.20 |
| 8 | 5-6553号線 | 2.70 | 282.80 |
| 9 | 5-7057号線 | 3.40 | 635.20 |
| 10 | 5-7061号線 | 3.80 | 309.70 |
| 11 | 5-7062号線 | 3.30 | 334.60 |
| 12 | 5-7063号線 | 3.20 | 343.90 |
| 13 | 5-7060号線 | 2.60 | 111.50 |
| 14 | 5-7059号線 | 2.20 | 229.40 |
| 15 | 5-7065号線 | 3.90 | 340.80 |
| 16 | 5-7066号線 | 2.10 | 234.10 |

# 平面図

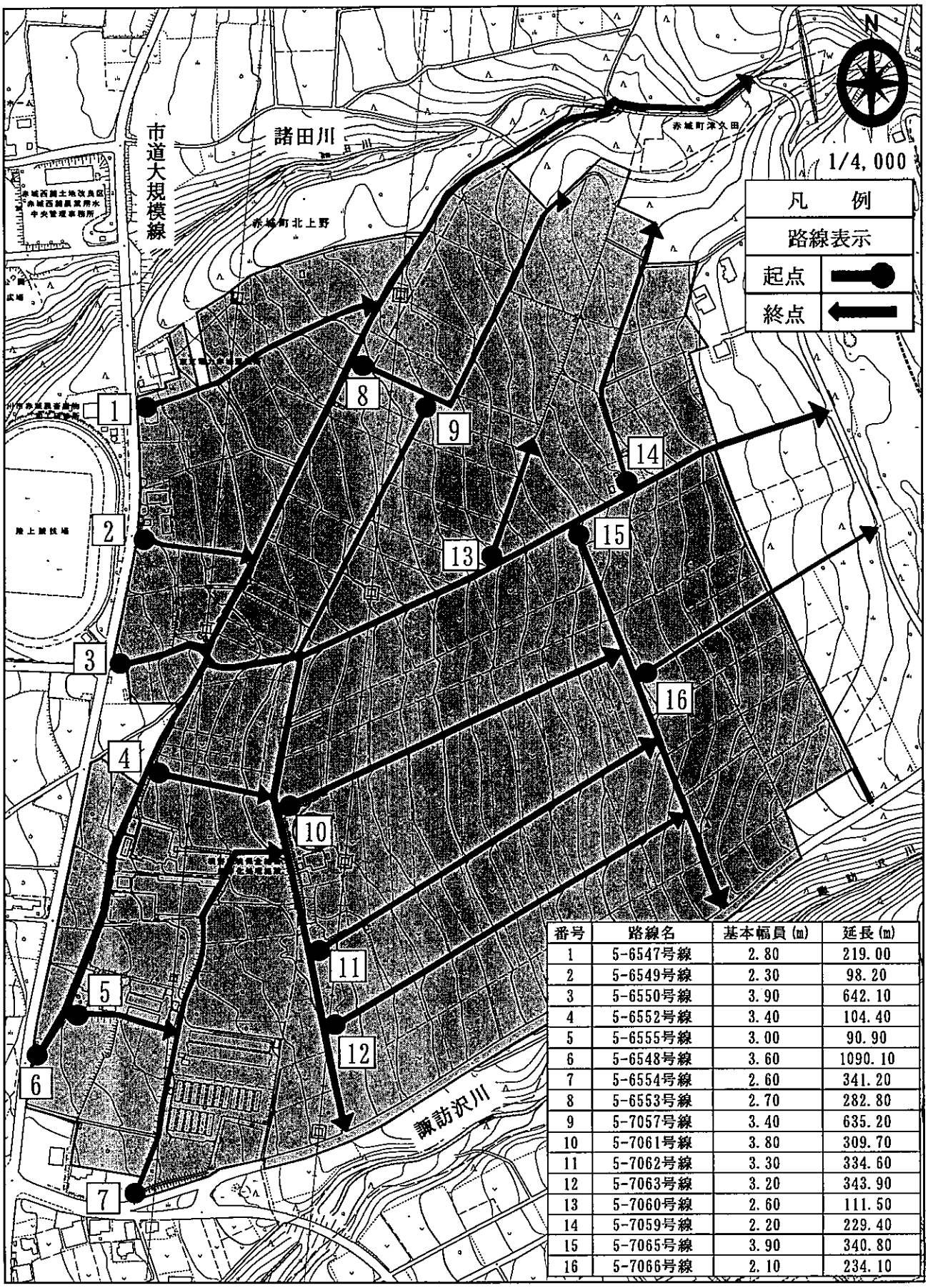


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 1 | 5-6547号線 | 2.80 | 219.00 |
| 2 | 5-6549号線 | 2.30 | 98.20 |
| 3 | 5-6550号線 | 3.90 | 642.10 |
| 4 | 5-6552号線 | 3.40 | 104.40 |
| 5 | 5-6555号線 | 3.00 | 90.90 |
| 6 | 5-6548号線 | 3.60 | 1090.10 |
| 7 | 5-6554号線 | 2.60 | 341.20 |
| 8 | 5-6553号線 | 2.70 | 282.80 |
| 9 | 5-7057号線 | 3.40 | 635.20 |
| 10 | 5-7061号線 | 3.80 | 309.70 |
| 11 | 5-7062号線 | 3.30 | 334.60 |
| 12 | 5-7063号線 | 3.20 | 343.90 |
| 13 | 5-7060号線 | 2.60 | 111.50 |
| 14 | 5-7059号線 | 2.20 | 229.40 |
| 15 | 5-7065号線 | 3.90 | 340.80 |
| 16 | 5-7066号線 | 2.10 | 234.10 |

# 位置図

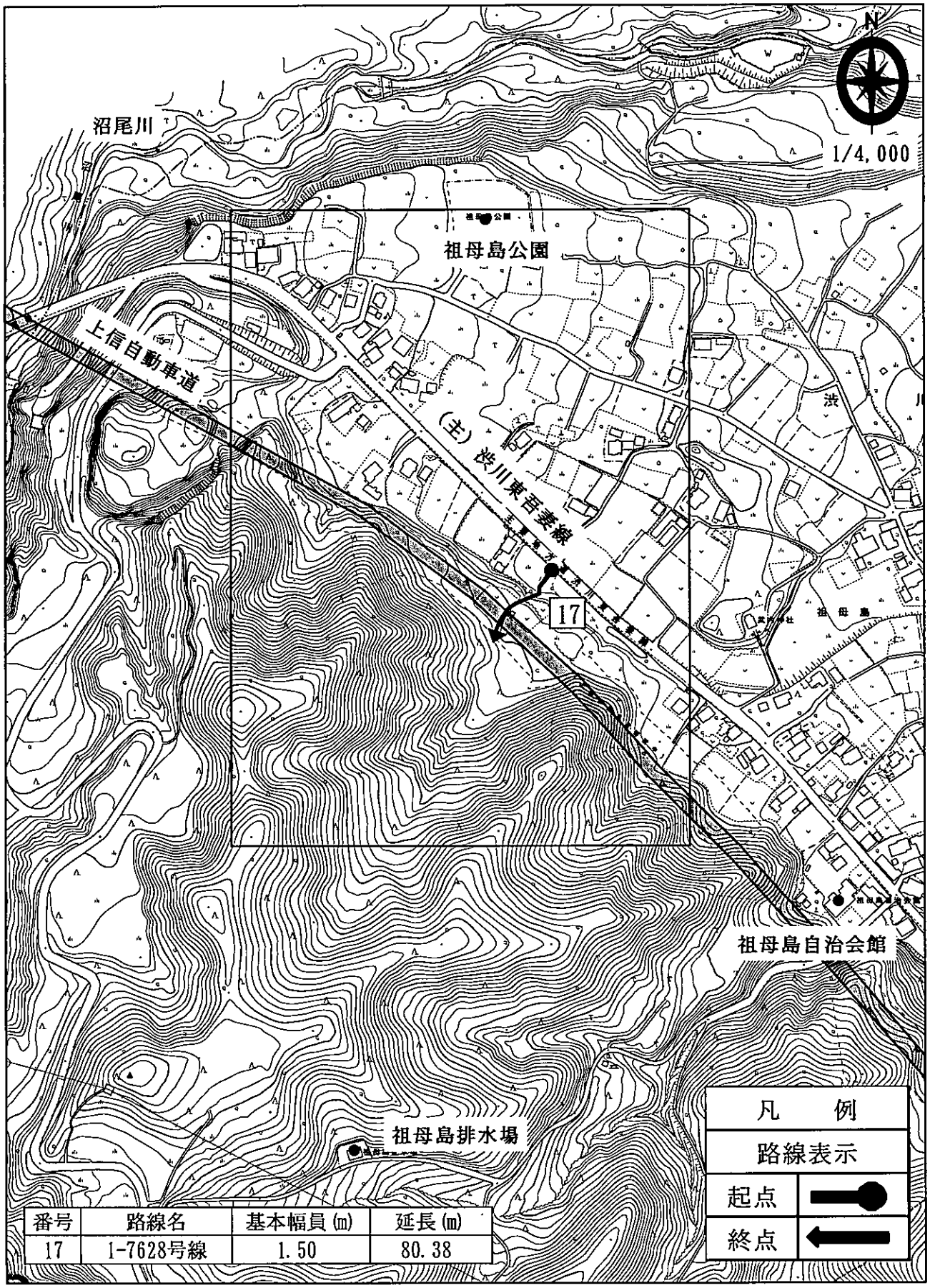


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 17 | 1-7628号線 | 1.50 | 80.38 |

# 平面図

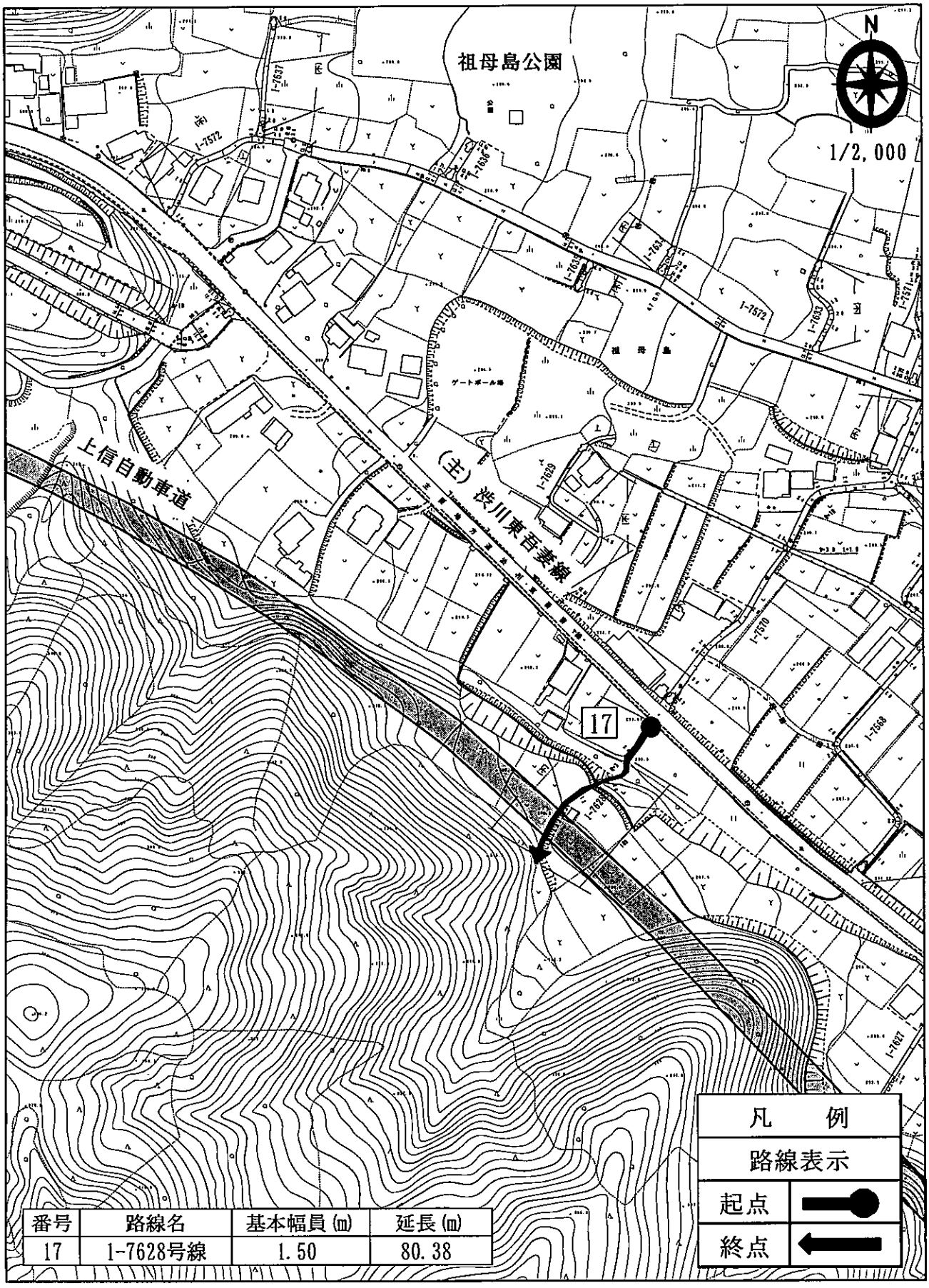


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 17 | 1-7628号線 | 1.50 | 80.38 |

議案第６０号

市道の認定について

市道の路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

| 番号 | 路線名<br>（路線番号） | 起点（番地先）<br>終点（番地先） | 重要な経過地 |
|---|---|---|---|
| 1 | 5-6561号線<br>(5-6561) | 赤城町北上野字竹久保517<br>赤城町南赤城山字上野窪1015 | |
| 2 | 5-6562号線<br>(5-6562) | 赤城町北上野字竹久保509<br>赤城町北上野字竹久保509 | |
| 3 | 5-6563号線<br>(5-6563) | 赤城町北上野字竹久保507<br>赤城町南赤城山字上野窪1028 | |
| 4 | 5-6549号線<br>(5-6549) | 赤城町北上野字竹久保501<br>赤城町北上野字竹久保504 | |
| 5 | 5-6550号線<br>(5-6550) | 赤城町北上野字竹久保496<br>赤城町南赤城山字上野窪133-2 | |
| 6 | 5-6555号線<br>(5-6555) | 赤城町北上野字大道上481<br>赤城町北上野字大道上484 | |
| 7 | 5-6548号線<br>(5-6548) | 赤城町北上野字大道下485<br>赤城町北赤城山字南平1041-1 | |
| 8 | 5-6564号線<br>(5-6564) | 赤城町北上野字大道上483<br>赤城町北上野字大道上414-12 | |
| 9 | 5-6554号線<br>(5-6554) | 赤城町北上野字大道上413-2<br>赤城町北上野字大道上476-2 | |

| 番号 | 路線名<br>（路線番号） | 起点（番地先）<br>終点（番地先） | 重要な<br>経過地 |
|---|---|---|---|
| １０ | 5-7057号線<br>(5-7057) | 赤城町南赤城山字上野窪103-1<br>赤城町北上野字竹久保532 | |
| １１ | 5-7130号線<br>(5-7130) | 赤城町南赤城山字上野窪1011<br>赤城町北上野字竹久保522 | |
| １２ | 5-7131号線<br>(5-7131) | 赤城町南赤城山字上野窪998<br>赤城町南赤城山字上野窪991 | |
| １３ | 5-7132号線<br>(5-7132) | 赤城町南赤城山字上野窪1028<br>赤城町南赤城山字上野窪1001 | |
| １４ | 5-7133号線<br>(5-7133) | 赤城町南赤城山字上野窪1009<br>赤城町南赤城山字上野窪14-10 | |
| １５ | 5-7134号線<br>(5-7134) | 赤城町南赤城山字上野窪1021<br>赤城町南赤城山字上野窪1021 | |
| １６ | 5-7061号線<br>(5-7061) | 赤城町南赤城山字上野窪1062<br>赤城町北上野字大道上476-1 | |
| １７ | 5-7062号線<br>(5-7062) | 赤城町南赤城山字上野窪1073<br>赤城町南赤城山字上野窪84-1 | |
| １８ | 5-7063号線<br>(5-7063) | 赤城町南赤城山字上野窪1100<br>赤城町南赤城山字上野窪1087 | |
| １９ | 5-7065号線<br>(5-7065) | 赤城町南赤城山字上野窪1100<br>赤城町南赤城山字上野窪1038 | |
| ２０ | 5-7135号線<br>(5-7135) | 赤城町南赤城山字上野窪1067<br>赤城町南赤城山字上野窪1064 | |

| 番号 | 路線名<br>(路線番号) | 起点(番地先)<br>終点(番地先) | 重要な<br>経過地 |
|---|---|---|---|
| ２１ | 5-7136号線<br>(5-7136) | 赤城町南赤城山字上野窪1070<br>赤城町南赤城山字上野窪1072 | |
| ２２ | 5-7137号線<br>(5-7137) | 赤城町南赤城山字上野窪1103<br>赤城町南赤城山字上野窪1102 | |
| ２３ | 5-7066号線<br>(5-7066) | 赤城町南赤城山字上野窪194-2<br>赤城町南赤城山字上野窪200-1 | |
| ２４ | 1-7652号線<br>(1-7652) | 祖母島字長者久保630-1<br>祖母島字天之田2103-2 | |
| ２５ | 1-7653号線<br>(1-7653) | 祖母島字長者久保649-3<br>祖母島字後谷戸668-5 | |
| ２６ | 1-7654号線<br>(1-7654) | 祖母島字長者久保615-4<br>祖母島字長者久保642-2 | |
| ２７ | 1-4503号線<br>(1-4503) | 渋川字折原3879-4<br>渋川字折原3877-23 | |

理　由

番号１から２３は、赤城西麓北上野土地改良事業完了により、市道位置を変更するため、認定しようとするものである。

番号２４から２６は、上信自動車道道路整備に伴う市道の付け替えにより、認定しようとするものである。

番号２７は、私道を寄附受納したため、認定しようとするものである。

# 位置図

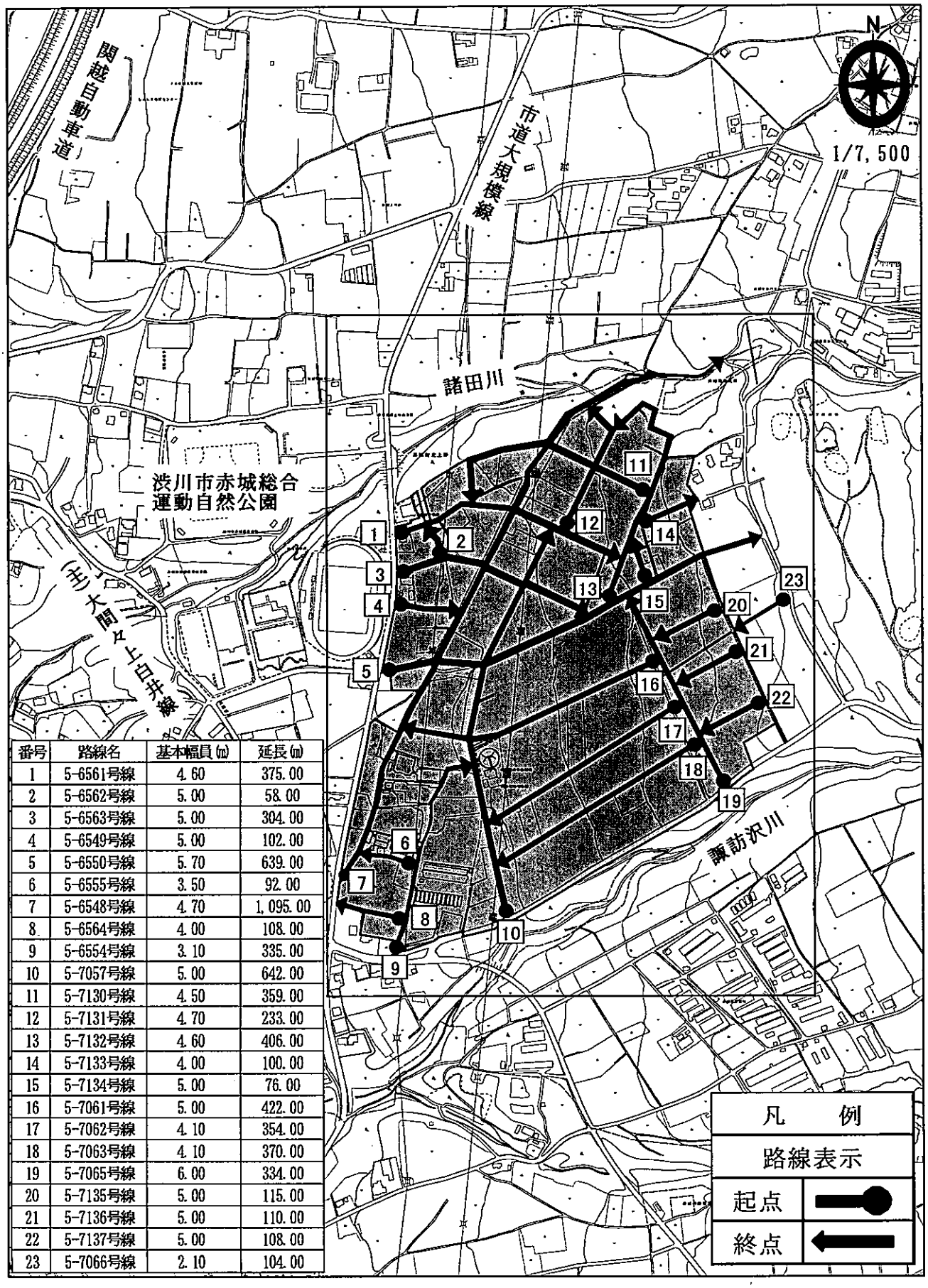


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 1 | 5-6561号線 | 4.60 | 375.00 |
| 2 | 5-6562号線 | 5.00 | 58.00 |
| 3 | 5-6563号線 | 5.00 | 304.00 |
| 4 | 5-6549号線 | 5.00 | 102.00 |
| 5 | 5-6550号線 | 5.70 | 639.00 |
| 6 | 5-6555号線 | 3.50 | 92.00 |
| 7 | 5-6548号線 | 4.70 | 1,095.00 |
| 8 | 5-6564号線 | 4.00 | 108.00 |
| 9 | 5-6554号線 | 3.10 | 335.00 |
| 10 | 5-7057号線 | 5.00 | 642.00 |
| 11 | 5-7130号線 | 4.50 | 359.00 |
| 12 | 5-7131号線 | 4.70 | 233.00 |
| 13 | 5-7132号線 | 4.60 | 406.00 |
| 14 | 5-7133号線 | 4.00 | 100.00 |
| 15 | 5-7134号線 | 5.00 | 76.00 |
| 16 | 5-7061号線 | 5.00 | 422.00 |
| 17 | 5-7062号線 | 4.10 | 354.00 |
| 18 | 5-7063号線 | 4.10 | 370.00 |
| 19 | 5-7065号線 | 6.00 | 334.00 |
| 20 | 5-7135号線 | 5.00 | 115.00 |
| 21 | 5-7136号線 | 5.00 | 110.00 |
| 22 | 5-7137号線 | 5.00 | 108.00 |
| 23 | 5-7066号線 | 2.10 | 104.00 |

# 平面図

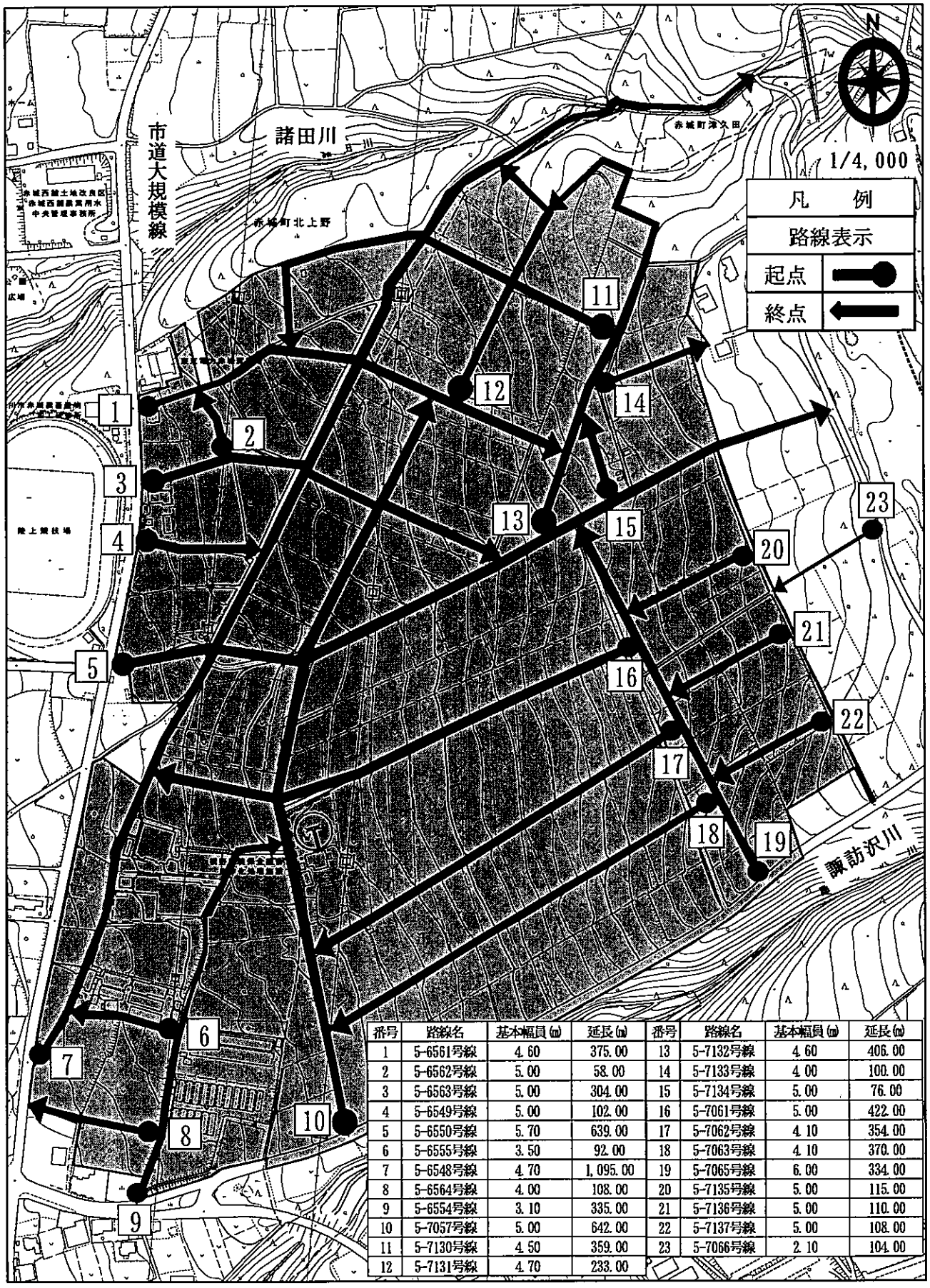


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) | 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 5-6561号線 | 4.60 | 375.00 | 13 | 5-7132号線 | 4.60 | 406.00 |
| 2 | 5-6562号線 | 5.00 | 58.00 | 14 | 5-7133号線 | 4.00 | 100.00 |
| 3 | 5-6563号線 | 5.00 | 304.00 | 15 | 5-7134号線 | 5.00 | 76.00 |
| 4 | 5-6549号線 | 5.00 | 102.00 | 16 | 5-7061号線 | 5.00 | 422.00 |
| 5 | 5-6550号線 | 5.70 | 639.00 | 17 | 5-7062号線 | 4.10 | 354.00 |
| 6 | 5-6555号線 | 3.50 | 92.00 | 18 | 5-7063号線 | 4.10 | 370.00 |
| 7 | 5-6548号線 | 4.70 | 1,095.00 | 19 | 5-7065号線 | 6.00 | 334.00 |
| 8 | 5-6564号線 | 4.00 | 108.00 | 20 | 5-7135号線 | 5.00 | 115.00 |
| 9 | 5-6554号線 | 3.10 | 335.00 | 21 | 5-7136号線 | 5.00 | 110.00 |
| 10 | 5-7057号線 | 5.00 | 642.00 | 22 | 5-7137号線 | 5.00 | 108.00 |
| 11 | 5-7130号線 | 4.50 | 359.00 | 23 | 5-7066号線 | 2.10 | 104.00 |
| 12 | 5-7131号線 | 4.70 | 233.00 | | | | |

# 位置図

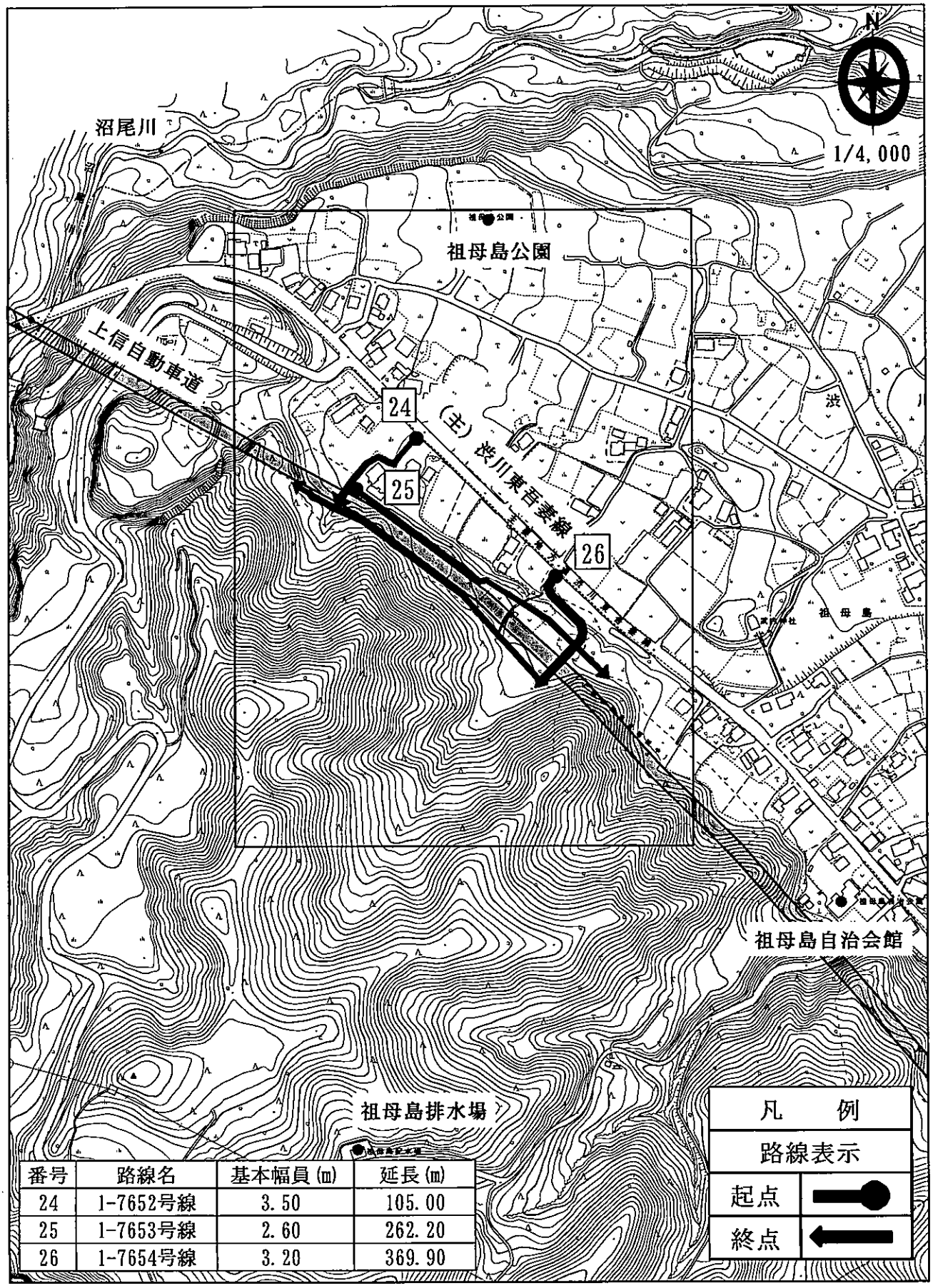


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 24 | 1-7652号線 | 3.50 | 105.00 |
| 25 | 1-7653号線 | 2.60 | 262.20 |
| 26 | 1-7654号線 | 3.20 | 369.90 |

# 平面図

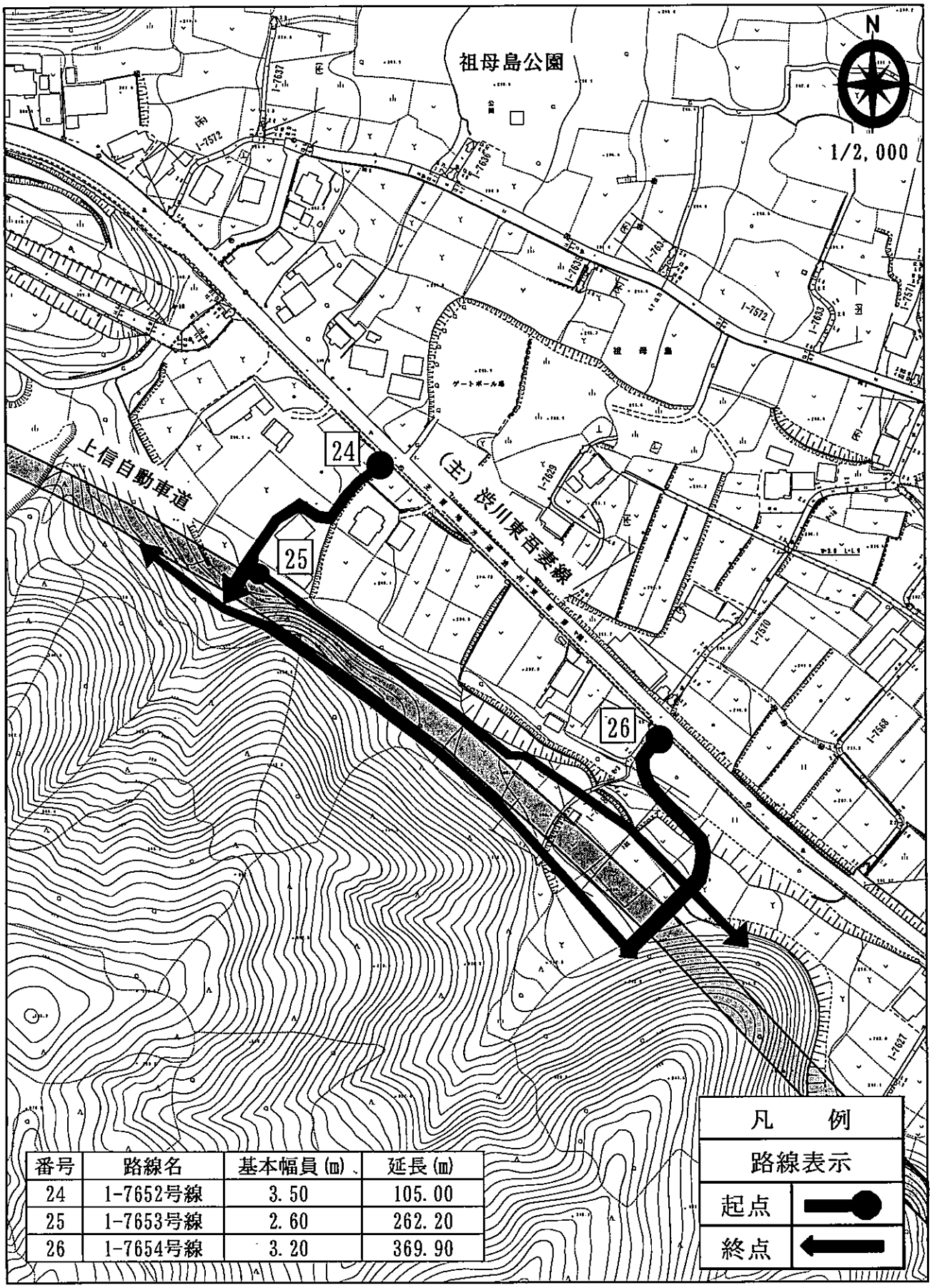


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 24 | 1-7652号線 | 3.50 | 105.00 |
| 25 | 1-7653号線 | 2.60 | 262.20 |
| 26 | 1-7654号線 | 3.20 | 369.90 |

# 位置図

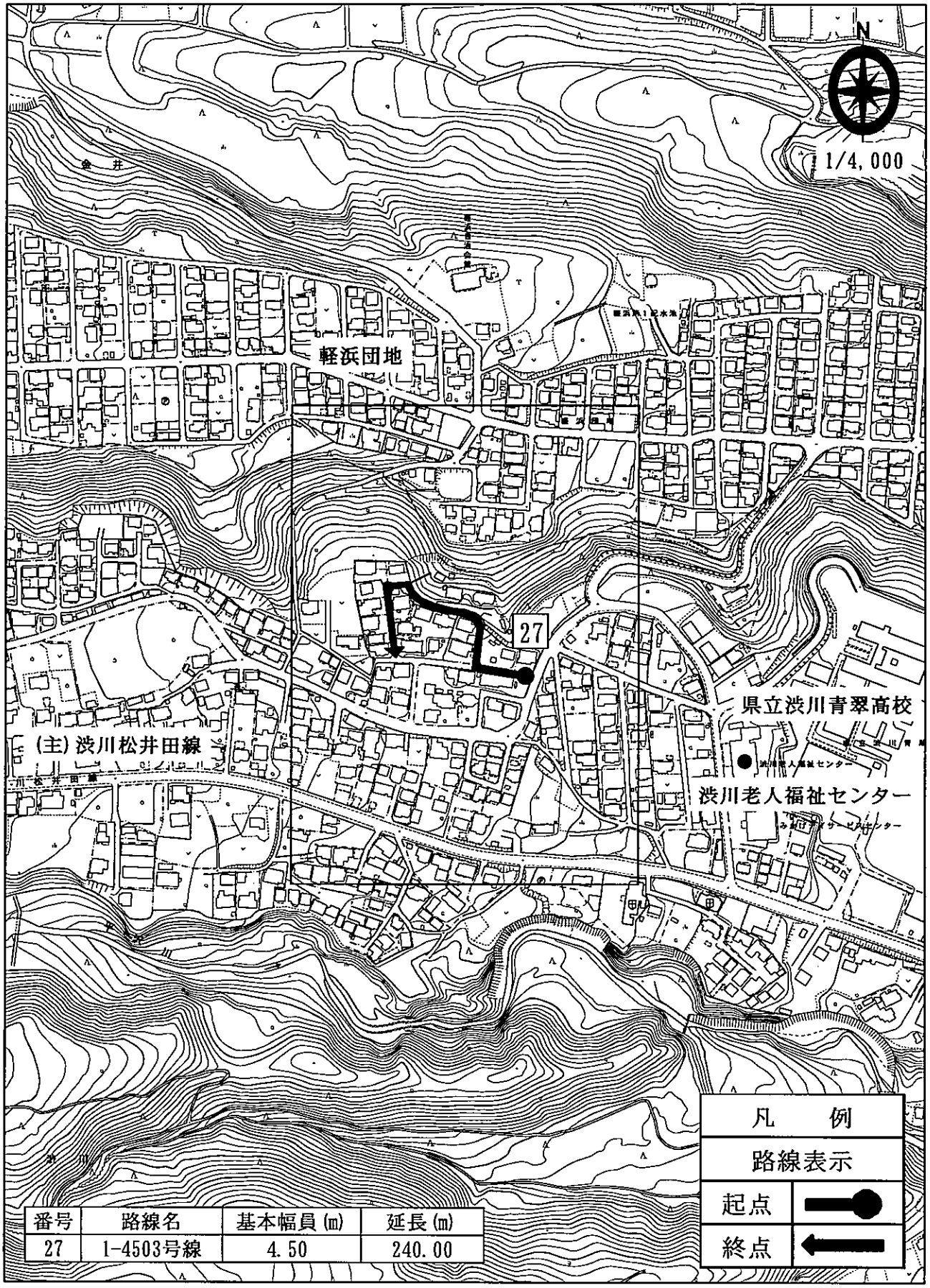


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 27 | 1-4503号線 | 4.50 | 240.00 |

# 平面図

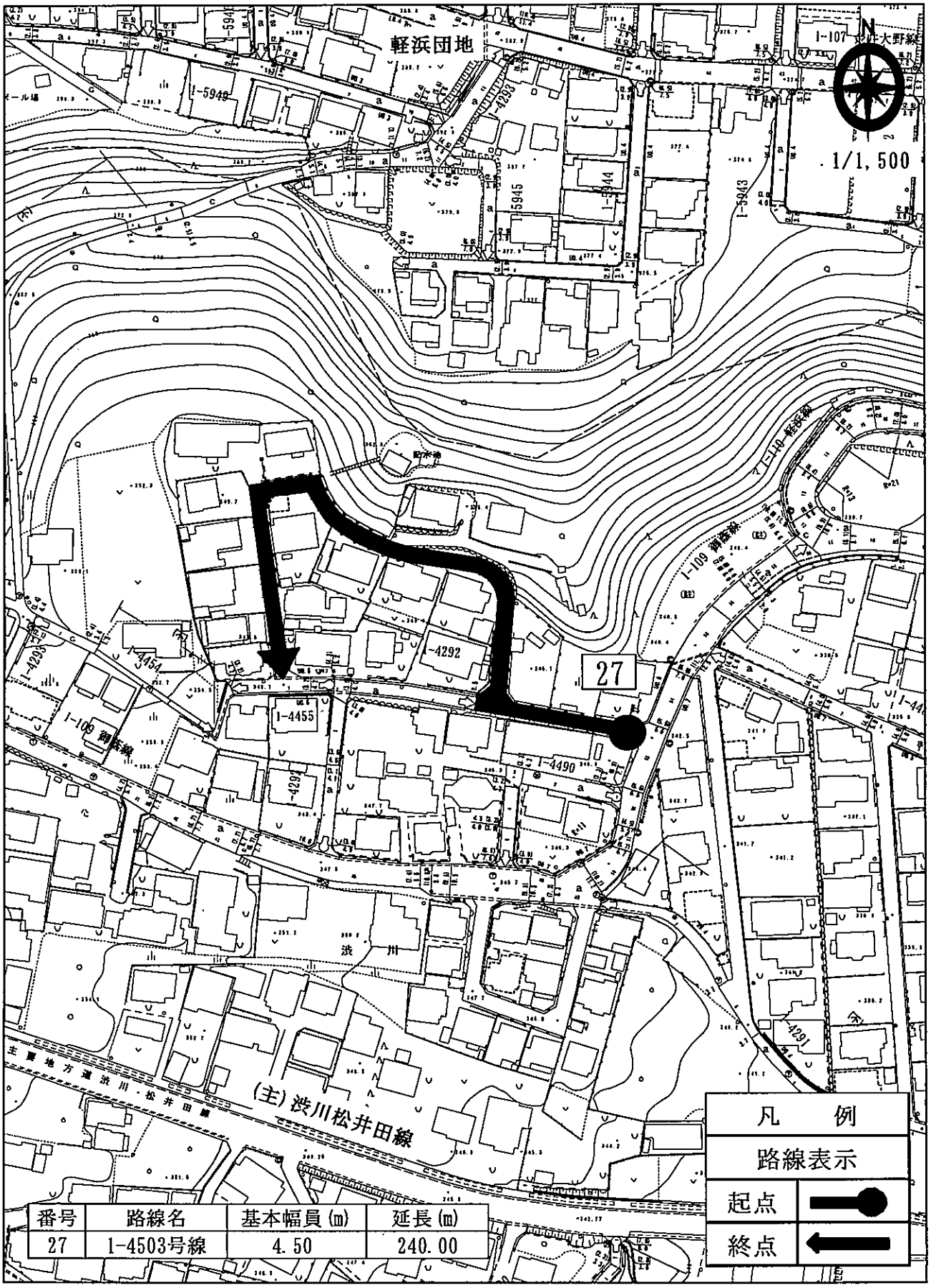


| 番号 | 路線名 | 基本幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|
| 27 | 1-4503号線 | 4.50 | 240.00 |

議案第６１号

財産の取得について

次の財産を取得したいから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年渋川市条例第５２号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

１　取得する財産　消防ポンプ自動車　１台

２　契約の方法　指名競争入札

３　取得金額　２３，５９８，０００円

４　契約の相手方　前橋市力丸町４８７番地５

株式会社佐藤工業所

代表取締役　伊藤　英明

理　由

老朽化した消防ポンプ自動車を更新し、円滑な消防活動を図ろうとするものである。

議案第６１号参考資料１

| | |
|---|---|
| 物品名 | 消防ポンプ自動車 |
| 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 入札年月日 | 平成３０年５月１５日 |
| 指名業者数<br>（　）内市内業者数 | ８（１） |
| うち入札参加業者数<br>（　）内市内業者数 | ５（１） |
| 入札回数 | １ |
| 落札業者 | 前橋市力丸町４８７番地５<br>株式会社佐藤工業所<br>代表取締役　伊藤　英明 |
| 予定価格 | ２４，０３６，１００円<br>(消費税及び地方消費税を含む) |
| 落札価格 | ２３，５９８，０００円<br>(消費税及び地方消費税を含む) |
| 納入期限 | 平成３０年１２月２５日 |
| 仕様等 | 別添仕様書のとおり |

# 仕様概要

この消防ポンプ自動車は、「消防用車両の安全基準について（消防ポンプ自動車編）」（消防用車両の安全基準検討会）を満たすものとする。

1　購入車両数　１台

2　配備先（受持区域）　渋川市消防団第１分団　渋川（大崎、下郷、新町、下之町、南町、長塚町、中之町、辰巳町）

3　車両の主要諸元
（１）型式　消防車専用シャシー（ＣＤ－Ｉ型）
（２）キャブ　ダブルキャブ
（３）車両総重量　５ｔ未満
（４）ホイルベース　２．５ｍ以上２．８５ｍ未満
（５）エンジン　水冷直列ディーゼルエンジン
（６）エンジン出力　１００ｋＷ以上
（７）駆動方式　四輪駆動
（８）ミッション　オートマチック式

4　主要ぎ装
（１）電子サイレン装置
（２）散光式赤色警光灯（屋根中央前部）
（３）点滅式大型赤色灯（車体前部及び後部に２個）
（４）投光照明装置（車体上部）
（５）大型照明灯（運転席後部右側及び車体後部左側）
（６）主ポンプ
ア　インデューサ付アルミ一段ボリュートポンプ
イ　Ａ２級とする。
（７）液晶パネル式ポンプ操作盤（車体左右側面）
（８）シャッター式ボックス（ポンプ室上部の左右）
（９）シャッター式収納庫（車体後部）
（10）無線機、消防用無線受令機及びアンテナ等の移設
（11）バックカメラ及びモニター
（12）ドライブレコーダー

議案第６１号 参考資料２

# 参考図

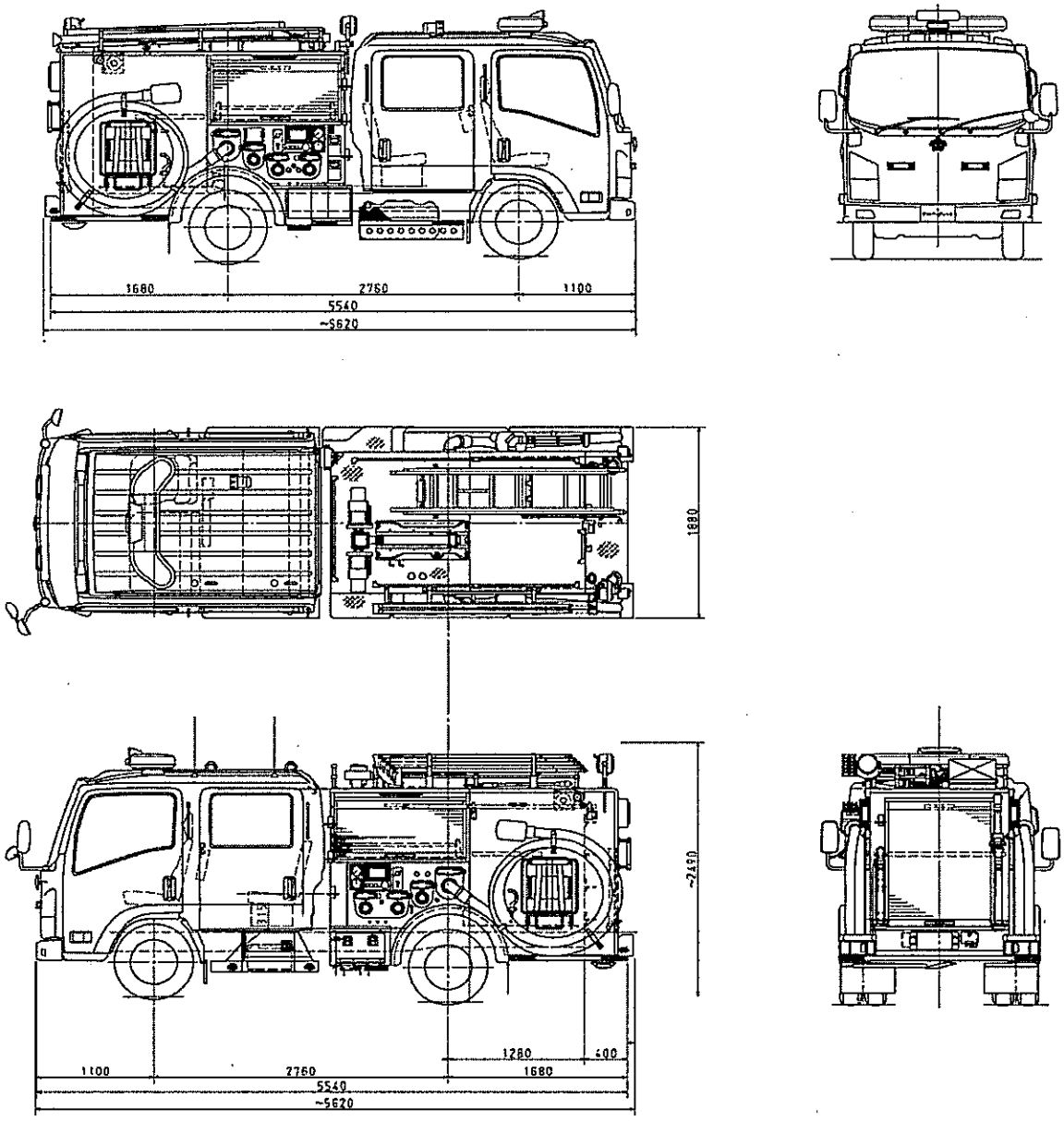


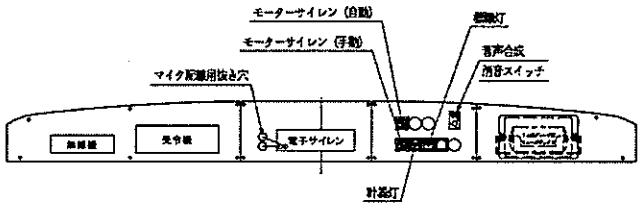

議案第６２号

渋川市固定資産評価員の選任の同意について

次の者を渋川市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４０４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

氏　　名　　千　木　良　典　行

生年月日　[redacted]

住　　所　[redacted]

理　由

平成３０年４月１日付けの人事異動に伴い、高橋明夫君の後任者に選任しようとするものである。

議案第６３号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、意見を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

氏　　名　　関　上　　博

生年月日　[redacted]

住　　所　[redacted]

理　由

人権擁護委員 原口利平氏の任期が平成３０年９月３０日満了するため、後任候補者として推薦しようとするものである。

議案第６４号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、意見を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

氏　　名　　加　藤　広　幸

生年月日　[redacted]

住　　所　[redacted]

理　由

人権擁護委員 萩原　登氏の任期が平成３０年９月３０日満了するため、後任候補者として推薦しようとするものである。

議案第６５号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、意見を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

氏　　名　　唐　澤　裕　美

生年月日　[redacted]

住　　所　[redacted]

理　由

人権擁護委員 青木宣雄氏の任期が平成３０年９月３０日満了するため、後任候補者として推薦しようとするものである。

議案第６６号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、意見を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

氏　　名　　佐　藤　義　一

生年月日　[redacted]

住　　所　[redacted]

理　由

人権擁護委員 佐藤義一氏の任期が平成３０年９月３０日満了するため、同氏を候補者として推薦しようとするものである。

議案第６７号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、意見を求める。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

氏　　名　　猪　熊　正　道

生年月日　[redacted]

住　　所　[redacted]

理　由

人権擁護委員 猪熊正道氏の任期が平成３０年９月３０日満了するため、同氏を候補者として推薦しようとするものである。

議案第６８号

渋川市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市税条例等の一部を改正する条例

（渋川市税条例の一部改正）

第１条　渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項中「によって」を「により」に改め、同条第３項中「この節」の次に「（第４８条第１０項から第１２項までを除く。）」を加える。

第２４条第１項第２号中「１２５万円」を「１３５万円」に改め、同条第２項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に１０万円を加算した金額」を加える。

第３４条の２中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が２，５００万円以下である」を加える。

第３４条の６中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者」に、「においては」を「には」に改める。

第３６条の２第１項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第４８条第１項中「による申告書」の次に「（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の３項を加える。

１０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事

項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

１１　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第９２条を第９２条の２とし、第２章第４節中同条の前に次の１条を加える。

（製造たばこの区分）

第９２条　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（１）　喫煙用の製造たばこ

ア　紙巻たばこ

イ　葉巻たばこ

ウ　パイプたばこ

エ　刻みたばこ

オ　加熱式たばこ

（２）　かみ用の製造たばこ

（３）　かぎ用の製造たばこ

第９３条の次に次の１条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第９３条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業

法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として省令第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第９４条第１項中「第９２条第１項」を「第９２条の２第１項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第９８条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第２項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第４項中「前項」を「前２項」に改め、「関し、」の次に「第４項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量」を加え、同項を同条第６項とし、同項の前に次の１項を加える。

５　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第９４条第３項中「前項」を「第２項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第３項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算す

る場合における」に、「第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第９２条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）　加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令第１６条の２の２で定めるものに係る部分の重量を除く。）の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

（３）　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

ア　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第３３条第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第２章第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する

金額を除く。）

イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額

第９４条に次の４項を加える。

７　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

９　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

１０　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、省令で定めるところによる。

第９５条中「５，２６２円」を「５，６９２円」に改める。

第９６条第３項中「第９２条」を「第９２条の２」に改める。

第９８条第１項中「第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第５条第１項中「得た金額」の次に「に１０万円を加算した金額」を加える。

附則第１０条の２中第１８項を第１９項とし、第１７項の次に次の１項を加える。

１８　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。

附則第１７条の２第３項中「第３７条の７」を「第３７条の６」に、「第３７条の９の４又は第３７条の９の５」を「第３７条の８又は第３７条

の９」に改める。

第２条　渋川市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．８」を「０．６」に、「０．２」を「０．４」に改める。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４６項」に改める。

第３条　渋川市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．６」を「０．４」に、「０．４を」を「０．６を」に改め、同項第３号中「附則第４８条第１項第１号」を「附則第４８条第１項第２号」に改める。

第９５条中「５，６９２円」を「６，１２２円」に改める。

第４条　渋川市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．４を」を「０．２を」に、「０．６」を「０．８」に改め、同項第３号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定める」を「たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１１条第１項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和５９年法律第７２号）」を削る。

第９５条中「６，１２２円」を「６，５５２円」に改める。

第５条　渋川市税条例の一部を次のように改正する。

第９３条の２中「及び次条第３項第１号」を削る。

第９４条第３項中「第１号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した」を削り、同項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、同条第４項中「又は第３項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第５項中「第３項第２号」を「第３項第１号」に改め、同条第７項中「

第３項第３号」を「第３項第２号」に改め、同条第８項中「第３項第３号ア」を「第３項第２号ア」に改め、同条中第９項を削り、第１０項を第９項とする。

（渋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第６条　渋川市税条例の一部を改正する条例（平成２７年渋川市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第２項中「新条例」を「渋川市税条例」に改め、同項第３号中「平成３１年３月３１日」を「平成３１年９月３０日」に改め、同条第４項中「新条例第９２条第１項」を「渋川市税条例第９２条の２第１項」に改め、同条第１３項中「平成３１年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に、「１，２６２円」を「１，６９２円」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年４月３０日」を「平成３１年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３１年９月３０日」を「平成３２年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年１０月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第１条中渋川市税条例第２４条第２項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第３６条の２第１項の改正規定並びに同条例附則第１７条の２第３項の改正規定並びに次条第１項の規定　平成３１年１月１日

（２）　第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第３条の規定　平成３１年４月１日

（３）　第２条中渋川市税条例第９４条第３項の改正規定　平成３１年１０月１日

（４）　第１条中渋川市税条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定　平成３２年４月１日

（５）　第３条並びに附則第７条及び第８条の規定　平成３２年１０月１

日

（６）　第１条中渋川市税条例第２４条第１項第２号の改正規定、同条第２項の改正規定（第１号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第３４条の２及び第３４条の６の改正規定並びに同条例附則第５条の改正規定並びに次条第２項の規定　平成３３年１月１日

（７）　第４条並びに附則第９条及び第１０条の規定　平成３３年１０月１日

（８）　第５条の規定　平成３４年１０月１日

（９）　第１条中渋川市税条例附則第１０条の２第１８項を同条第１９項とし、第１７項の次に１項を加える改正規定（同条第１８項に係る部分に限る。）　生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第１号に掲げる規定による改正後の渋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　前条第６号に掲げる規定による改正後の渋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３２年度分までの市民税については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正後の渋川市税条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１０項から第１２項までの規定は、前条第４号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）第２条の規定による改正前の地方税法附則第１

５条第４３項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、平成３０年１０月１日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第５条　平成３０年１０月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。附則第９条第１項及び第１１条第１項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年渋川市条例第２８号）附則第３条第１項に規定する紙巻たばこ３級品を除く。以下この項及び第５項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第１条各号列記以外の部分の規定による改正後の渋川市税条例（第４項及び第５項において「３０年新条例」という。）第９２条の２第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号。附則第８条第１項及び第１０条第１項において「所得税法等改正法」という。）附則第５１条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、

これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

2　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式による申告書を平成３０年１０月３１日までに市長に提出しなければならない。

3　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３１年４月１日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「省令」という。）第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

4　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、３０年新条例第１９条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３０年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第１９条 | 第９８条第１項若しくは第２項 | 渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年渋川市条例第　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第５条第３項 |
| 第１９条第２号 | 第９８条第１項若しくは第２項 | 平成３０年改正条例附則第５条第２項 |
| 第１９条第３号 | 第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申 | 平成３０年改正条例附則第５条第３項の納期限 |

| | | |
|---|---|---|
| | 告書でその提出期限 | |
| 第９８条第４項 | 省令第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式 | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式 |
| 第９８条第５項 | 第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第５条第３項 |
| 第１００条の２第１項 | 第９８条第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第５条第２項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第１０１条第２項 | 第９８条第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第５条第３項 |

５　３０年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、省令第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき省令第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第６条　平成３０年１０月１日から平成３１年９月３０日までの間における前条第４項の規定の適用については、同項の表第１９条第３号の項中「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」とあるのは、「第９８条第１項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第７条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従

前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第８条　平成３２年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第９項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号。附則第１０条第２項において「平成３０年改正規則」という。）別記第２号様式による申告書を平成３２年１１月２日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３３年３月３１日までに、その申告に係る税金を省令第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第３条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「３２年新条例」という。）第１９条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３２年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第１９条 | 第９８条第１項若しくは | 渋川市税条例等の一部を改正する条 |

| | | |
|---|---|---|
| | 第２項 | 例（平成３０年渋川市条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第８条第３項 |
| 第１９条第２号 | 第９８条第１項若しくは第２項 | 平成３０年改正条例附則第８条第２項 |
| 第１９条第３号 | 第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限 | 平成３０年改正条例附則第８条第３項の納期限 |
| 第９８条第４項 | 省令第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式 | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式 |
| 第９８条第５項 | 第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第８条第３項 |
| 第１００条の２第１項 | 第９８条第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第８条第２項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第１０１条第２項 | 第９８条第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第８条第３項 |

５　３２年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、省令第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき省令第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる

書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第９条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第７号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第１０条　平成３３年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第１１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成３０年改正規則別記第２号様式による申告書を平成３３年１１月１日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３４年３月３１日までに、その申告に係る税金を省令第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第４条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「３３年新条例」という。）第１９条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。この場合において

、次の表の左欄に掲げる３３年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第１９条 | 第９８条第１項若しくは第２項 | 渋川市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年渋川市条例第　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第１０条第３項 |
| 第１９条第２号 | 第９８条第１項若しくは第２項 | 平成３０年改正条例附則第１０条第２項 |
| 第１９条第３号 | 第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限 | 平成３０年改正条例附則第１０条第３項の納期限 |
| 第９８条第４項 | 省令第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式 | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式 |
| 第９８条第５項 | 第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第１０条第３項 |
| 第１００条の２第１項 | 第９８条第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第１０条第２項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第１０１条第２項 | 第９８条第１項又は第２項 | 平成３０年改正条例附則第１０条第３項 |

５　３３年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、省令第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき省令第１６号の

５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

理　由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の一部改正

（第１条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （市民税の納税義務者等）<br>第２３条　市民税は、第１号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第３号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第２号及び第４号の者に対しては均等割額により、第５号の者に対しては法人税割額により課する。<br>（１）～（５）　（略）<br>２　（略）<br>３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第４７条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第３１条第２項の表の第１号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第４８条第１０項から第１２項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 | （市民税の納税義務者等）<br>第２３条　市民税は、第１号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第３号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第２号及び第４号の者に対しては均等割額によって、第５号の者に対しては法人税割額によって課する。<br>（１）～（５）　（略）<br>２　（略）<br>３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第４７条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第３１条第２項の表の第１号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 |
| （個人の市民税の非課税の範囲）<br>第２４条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第５３条の２の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。<br>（１）　（略）<br>（２）　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。）<br>２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が２８万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１６万８，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 | （個人の市民税の非課税の範囲）<br>第２４条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第５３条の２の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。<br>（１）　（略）<br>（２）　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が１２５万円を超える場合を除く。）<br>２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が２８万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１６万８，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 |
| （所得控除）<br>第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれ | （所得控除）<br>第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれ |

かに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１２項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第７項及び第１２項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第３４条の６　前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第３４条の３の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（１）　当該納税義務者の第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が２００万円以下である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の１００分の３に相当する金額

ア　５万円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ　当該納税義務者の合計課税所得金額

（２）　当該納税義務者の合計課税所得金額が２００万円を超える場合　アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が５万円を下回る場合には、５万円とする。）の１００分の３に相当する金額

ア　５万円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ　当該納税義務者の合計課税所得金額から２００万円を控除した金額

（市民税の申告）

第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により　給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所

かに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１２項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第２項、第７項及び第１２項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第３４条の６　所得割の納税義務者については、その者の第３４条の３の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（１）　当該納税義務者の第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が２００万円以下である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の１００分の３に相当する金額

ア　５万円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ　当該納税義務者の合計課税所得金額

（２）　当該納税義務者の合計課税所得金額が２００万円を超える場合　アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が５万円を下回る場合には、５万円とする。）の１００分の３に相当する金額

ア　５万円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ　当該納税義務者の合計課税所得金額から２００万円を控除した金額

（市民税の申告）

第３６条の２　第２３条第１項第１号の者は、３月１５日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所

得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第５項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により　控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（省令第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～８　（略）

（法人の市民税の申告納付）

第４８条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第３２１条の８第１項、第２項、第４項、第１９項、第２２項及び第２３項の規定による申告書（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）を、同条第１項、第２項、第４項、第１９項及び第２３項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第２２項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を省令第２２号の４様式による納付書により納付しなければならない。

２～９　（略）

１０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

１１　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２条第１号の

得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額　若しくは法第３１４条の２第５項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（省令第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～８　（略）

（法人の市民税の申告納付）

第４８条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第３２１条の８第１項、第２項、第４項、第１９項、第２２項及び第２３項の規定による申告書　を、同条第１項、第２項、第４項、第１９項及び第２３項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第２２項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を省令第２２号の４様式による納付書により納付しなければならない。

２～９　（略）

| | |
|---|---|
| 機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。 | |
| （製造たばこの区分）<br>第９２条　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。<br>（１）　喫煙用の製造たばこ<br>ア　紙巻たばこ<br>イ　葉巻たばこ<br>ウ　パイプたばこ<br>エ　刻みたばこ<br>オ　加熱式たばこ<br>（２）　かみ用の製造たばこ<br>（３）　かぎ用の製造たばこ | |
| （市たばこ税の納税義務者等）<br>第９２条の２　（略） | （市たばこ税の納税義務者等）<br>第９２条　（略） |
| （製造たばことみなす場合）<br>第９３条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として省令第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 | |
| （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　たばこ税の課税標準は、第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第９８条において「売渡し | （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　たばこ税の課税標準は、第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等 |

等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

２　前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの１本に換算するものとする。

| 区分 | 重量 |
|---|---|
| １　喫煙用の製造たばこ | |
| ア　葉巻たばこ | １グラム |
| イ　パイプたばこ | １グラム |
| ウ　刻みたばこ | ２グラム |
| ２　かみ用の製造たばこ | ２グラム |
| ３　かぎ用の製造たばこ | ２グラム |

３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）　加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令第１６条の２の２で定めるものに係る部分の重量を除く。）の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

（３）　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

ア　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第３３条第１項又は

に係る製造たばこの本数とする。

２　前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの１本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

| 区分 | 重量 |
|---|---|
| １　喫煙用の製造たばこ | |
| ア　パイプたばこ | １グラム |
| イ　葉巻たばこ | １グラム |
| ウ　刻みたばこ | ２グラム |
| ２　かみ用の製造たばこ | ２グラム |
| ３　かぎ用の製造たばこ | ２グラム |

第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第２章第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額

４　第２項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第３項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第９２条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

５　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

６　前２項の計算に関し、第４項の製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

７　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

９　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

１０　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、省令で定めるところによる。

３　前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を＿＿＿＿本数に換算する場合の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿計算は、第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる＿＿製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

４　前項の計算に関し、＿＿＿＿製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（たばこ税の税率）
第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき５，６９２円とする。

（たばこ税の課税免除）
第９６条　（略）
２　（略）
３　第１項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第４６９条第１項第１号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第９２条の２の規定を適用する。

（たばこ税の申告納付の手続）
第９８条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第９６条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した省令第３４号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を省令第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第９６条第２項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第１６号の５様式による書類を添付しなければならない。
２～５　（略）

附　則
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）
第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

（たばこ税の税率）
第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき５，２６２円とする。

（たばこ税の課税免除）
第９６条　（略）
２　（略）
３　第１項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第４６９条第１項第１号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第９２条の規定を適用する。

（たばこ税の申告納付の手続）
第９８条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第９６条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した省令第３４号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を省令第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第９６条第２項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した省令第１６号の５様式による書類を添付しなければならない。
２～５　（略）

附　則
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）
第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

| | |
|---|---|
| ２・３　（略）<br><br>（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）<br>第１０条の２　（略）<br>２～１７　（略）<br>１８　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。<br>１９　（略）<br><br>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）<br>第１７条の２　（略）<br>２　（略）<br>３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の２まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の６まで、第３７条の８又は第３７条の９　　の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 | ２・３　（略）<br><br>（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）<br>第１０条の２　（略）<br>２～１７　（略）<br><br>１８　（略）<br><br>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）<br>第１７条の２　（略）<br>２　（略）<br>３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の２まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の７まで、第３７条の９の４又は第３７条の９の５の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 |

# 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の一部改正

（第２条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　（略）<br>２　（略）<br>３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。<br>４～１０　（略）<br><br>附　則<br>（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）<br>第１０条の２　（略）<br>２～１５　（略）<br>１６　法附則第１５条第４３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>１７　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。<br>１８　法附則第１５条第４６項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。<br>１９　（略） | （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　（略）<br>２　（略）<br>３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。<br>４～１０　（略）<br><br>附　則<br>（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）<br>第１０条の２　（略）<br>２～１５　（略）<br>１６　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>１７　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。<br>１８　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。<br>１９　（略） |

# 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の一部改正

（第３条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　（略）<br>２　（略）<br>３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法<br>ア、イ　（略）<br>４～１０　（略）<br><br>（たばこ税の税率）<br>第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき６，１２２円とする。 | （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　（略）<br>２　（略）<br>３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法<br>ア、イ　（略）<br>４～１０　（略）<br><br>（たばこ税の税率）<br>第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき５，６９２円とする。 |

# 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の一部改正

（第４条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　（略）<br>２　（略）<br>３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１１条第１項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法<br>ア　（略）<br>イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額<br>４～１０　（略）<br><br>（たばこ税の税率）<br>第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき６，５５２円とする。 | （たばこ税の課税標準）<br>第９４条　（略）<br>２　（略）<br>３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。<br>（１）・（２）　（略）<br>（３）　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法<br>ア　（略）<br>イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額<br>４～１０　（略）<br><br>（たばこ税の税率）<br>第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき６，１２２円とする。 |

# 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 渋川市税条例（平成１８年渋川市条例第５６号）の一部改正

（第５条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （製造たばことみなす場合）<br>第９３条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条＿＿＿＿＿＿＿＿において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。<br><br>（たばこ税の課税標準）<br>第９４条　（略）<br>２　（略）<br>３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、次＿＿に掲げる方法により換算した＿＿＿＿＿＿＿＿

| | |
|---|---|
| ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第９２条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 | たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第９２条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 |
| ５　第３項第１号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 | ５　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 |
| ６　（略） | ６　（略） |
| ７　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 | ７　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 |
| ８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第２号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 | ８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 |
| | ９　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 |
| ９　（略） | １０　（略） |

# 渋川市税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 渋川市税条例の一部を改正する条例（平成２７年渋川市条例第２８号）の一部改正

（第６条関係）　　（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（渋川市たばこ税に関する経過措置）<br>第３条　（略）<br>２　次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、渋川市税条例第９５条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。<br>（１）　平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで　千本につき２，９２５円<br>（２）　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで　千本につき３，３５５円<br>（３）　平成３０年４月１日から平成３１年９月３０日まで　千本につき４，０００円<br>３　（略）<br>４　平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（渋川市税条例第９２条の２第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したも | 附　則<br>（渋川市たばこ税に関する経過措置）<br>第３条　（略）<br>２　次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、新条例　　第９５条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。<br>（１）　平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで　千本につき２，９２５円<br>（２）　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで　千本につき３，３５５円<br>（３）　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで　千本につき４，０００円<br>３　（略）<br>４　平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第９２条第１項　　に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したも |

のとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき４３０円とする。

５～１２　（略）

１３　平成３１年１０月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき１，６９２円とする。

１４　第５項から第８項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第５項 | 前項 | 第１３項 |
| | 附則第２０条第４項 | 附則第２０条第１４項において準用する同条第４項 |
| | 平成２８年５月２日 | 平成３１年１０月３１日 |
| 第６項 | 平成２８年９月３０日 | 平成３２年３月３１日 |
| （略） | | |

のとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき４３０円とする。

５～１２　（略）

１３　平成３１年４月１日　前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、千本につき１，２６２円とする。

１４　第５項から第８項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第５項 | 前項 | 第１３項 |
| | 附則第２０条第４項 | 附則第２０条第１４項において準用する同条第４項 |
| | 平成２８年５月２日 | 平成３１年４月３０日 |
| 第６項 | 平成２８年９月３０日 | 平成３１年９月３０日 |
| （略） | | |

## １ たばこ税（第92条～第95条、改正条例附則第4条～第10条）

### （１）たばこ税率の引上げ

国と地方のたばこ税の配分比率１：１を維持した上で、地方のたばこ税率を平成３０年１０月１日から３段階で引上げる（国と地方あわせて１本当たり１円ずつ計３円）。

（税率：1,000 本当たり）

| | | 市町村たばこ税 | （参考）県のたばこ税 | （参考）国のたばこ税 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 現　行 | | 5,262円 | 860円 | 6,122円 | |
| 改正後 | H30.10.1 | 5,692円 | 930円 | 6,622円 | 第1条改正 |
| | H32.10.1 | 6,122円 | 1,000円 | 7,122円 | 第3条改正 |
| | H33.10.1 | 6,552円 | 1,070円 | 7,622円 | 第4条改正 |

### （２）加熱式たばこの課税方式の見直し

旧課税方式では、加熱式たばこの重量１ｇごとに紙巻たばこを１本と換算する方式としていたが、新課税方式では、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成３０年１０月１日から５年間かけて段階的に移行する。

| | | 課　税　方　式 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 現　行 | | 旧課税方式×1.0 | |
| 改正後 | H30.10.1 | 旧課税方式×0.8＋新課税方式×0.2 | 第1条改正 |
| | H31.10.1 | 旧課税方式×0.6＋新課税方式×0.4 | 第2条改正 |
| | H32.10.1 | 旧課税方式×0.4＋新課税方式×0.6 | 第3条改正 |
| | H33.10.1 | 旧課税方式×0.2＋新課税方式×0.8 | 第4条改正 |
| | H34.10.1 | 新課税方式×1.0 | 第5条改正 |

### （３）手持品課税の実施

小売販売業者等が旧税率で仕入れた製造たばこを税率引上げ後に新税率を含めた価格で販売した場合に、新税率と旧税率の差に相当する税額を不当に利得することを防止するために、手持品課税を実施する。

（税率：1,000 本当たり）

| 引上げ日 | 申告期限 | 納付期限 | 税率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| H30.10.1 | H30.10.31 | H31.4.1 | 430円 | 改正条例附則第5条 |
| H32.10.1 | H32.11.2 | H33.3.31 | 430円 | 改正条例附則第8条 |
| H33.10.1 | H33.11.1 | H34.3.31 | 430円 | 改正条例附則第10条 |

## ２ 固定資産税等（わがまち特例）（附則第10条の2第18項）

### ○生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準額を２分の１から０まで軽減することを可能とする３年間の時限的な特例措置を創設。

【本市は、固定資産税の課税標準額を０とする。】

議案第６９号

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

渋川市都市計画税条例（平成１８年渋川市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出し及び同項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改める。

附則第３項の見出し及び同項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改める。

附則第１４項中「第４４項若しくは第４５項」を「第４３項若しくは第４４項」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

理　由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

## 渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 附　則<br>（法附則第１５条第４３項の条例で定める割合）<br>２　法附則第１５条第４３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）<br>３　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。<br>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）<br>１４　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４３項若しくは第４４項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは、「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。 | 附　則<br>（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）<br>２　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。<br>（法附則第１５条第４５項の条例で定める割合）<br>３　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。<br>（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）<br>１４　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項若しくは第４５項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは、「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。 |

議案第７０号

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年渋川市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項第４号を次のように改める。

（４）　教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状を有する者

第１１条第３項に次の１号を加える。

（１０）　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （職員）<br>第１１条　（略）<br>２　（略）<br>３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（１）～（３）　（略）<br>（４）　教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状を有する者<br>（５）～（９）　（略）<br>（１０）　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの<br>４・５　（略） | （職員）<br>第１１条　（略）<br>２　（略）<br>３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（１）～（３）　（略）<br>（４）　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者<br>（５）～（９）　（略）<br>４・５　（略） |

議案第７１号

渋川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成２４年渋川市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「及び第１１５条の１２第２項第１号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２　法第１１５条の１２第２項第１号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）<br>第３条　法第７８条の２第４項第１号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）である者とする。<br>２　法第１１５条の１２第２項第１号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。 | （指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）<br>第３条　法第７８条の２第４項第１号及び第１１５条の１２第２項第１号の規定により条例で定める者は、法人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿である者とする。 |

議案第７２号

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年渋川市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第６条第１２項中「同条第１項第１号イに規定する基準」を「同条第４項に規定する基準」に改める。

第１６条中「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第４６条第１項中「定める者」の次に「（施行規則第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第５９条の９第４号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第６号中「第５条の２」を「第５条の２第１項」に改める。

第５９条の１０第５項及び第５９条の１３第３項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第５９条の１４ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第５９条の２０の３中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第６１条第１項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「以下同じ。））」を「以下同じ。）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）<br>第５条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。<br>（１）　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）<br>（２）～（４）　（略） | （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）<br>第５条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。<br>（１）　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）<br>（２）～（４）　（略） |
| （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）<br>第６条　（略）<br>２～１１　（略）<br>１２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（県指定居宅サービス等基準条例第６４条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、県指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項第１号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号イ及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第１９１条第１４項の規定により同条第４項に規定する基準＿＿＿＿を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 | （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）<br>第６条　（略）<br>２～１１　（略）<br>１２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（県指定居宅サービス等基準条例第６４条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、県指定居宅サービス等基準条例第６５条第１項第１号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号イ及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第１９１条第１４項の規定により同条第１項第１号イに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |
| （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）<br>第１６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回 | （法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）<br>第１６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回 |

・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護）

第４６条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

２　（略）

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第５９条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）～（３）　（略）

（４）　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（５）　（略）

（６）　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的

・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護）

第４６条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

２　（略）

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第５９条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）～（３）　（略）

（４）　指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

（５）　（略）

（６）　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的

確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）
第５９条の１０　（略）
２～４　（略）
５　地域密着型通所介護従業者　は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（勤務体制の確保等）
第５９条の１３　（略）
２　（略）
３　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者　の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）
第５９条の１４　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない　。

（準用）
第５９条の２０の３　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第５３条及び第５９条の２、第５９条の４、第５９条の５第４項並びに前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５９条の１２に規定する運営規程をいう。第３４条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し

確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第５条の２　に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）
第５９条の１０　（略）
２～４　（略）
５　指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（勤務体制の確保等）
第５９条の１３　（略）
２　（略）
３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）
第５９条の１４　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（準用）
第５９条の２０の３　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３４条から第３８条まで、第４１条、第５３条及び第５９条の２、第５９条の４、第５９条の５第４項並びに前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５９条の１２に規定する運営規程をいう。第３４条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３４条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し

| | |
|---|---|
| 、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項及び第５９条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２８条」とあるのは「第２８条」と、同項第４号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるものとする。 | 、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項及び第５９条の１３第３項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２０条第２項」とあるのは「第２０条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２８条」とあるのは「第２８条」と、同項第４号中「次条において準用する第３８条第２項」とあるのは「第３８条第２項」と読み替えるものとする。 |
| （従業者の員数）<br>第６１条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<br>（１）～（３）　（略）<br>２～７　（略） | （従業者の員数）<br>第６１条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<br>（１）～（３）　（略）<br>２～７　（略） |

議案第７３号

渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年渋川市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第５条の２」を「第５条の２第１項」に改める。

第８６条中「第５６条、第５９条中」を「第５６条及び第５９条中」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

介護保険法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| 第４条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。<br><br>（準用）<br>第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第３１条から第３４条まで、第３６条、第３７条（第４項を除く。）、第３８条、第５６条、第５９条、第６１条及び第６２条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５６条及び第５９条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第６２条第１項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。 | 第４条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２　　に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。<br><br>（準用）<br>第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第３１条から第３４条まで、第３６条、第３７条（第４項を除く。）、第３８条、第５６条、第５９条、第６１条及び第６２条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３２条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５６条、第５９条中　「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第６２条第１項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。 |

議案第７４号

渋川市有墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市有墓地条例の一部を改正する条例

渋川市有墓地条例（平成１８年渋川市条例第１５６号）の一部を次のように改正する。

第６条第２号中「、等級」を削る。

第８条中「次に掲げる区分」を「１平方メートルにつき６万円」に改め、同条各号を削る。

第１１条を次のように改める。

（利用権の承継）

第１１条　墓所を利用する権利（以下「利用権」という。）は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。

２　前項の規定により利用権を承継する者（以下「承継者」という。）は、その原因発生後速やかに市長に届け出て、利用承継の許可を受けなければならない。

第１３条第２号中「、等級」を削る。

第１５条に次の１項を加える。

３　前項の場合において、納付された永代使用料等は、返還しない。

第１７条第２号中「祭祀の承継をすべき者」を「承継者」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年９月１日から施行する。

理　由

墓所の永代使用料の改定及び利用権の承継について必要な事項を明示するため、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市有墓地条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改　　正　　案 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （利用の許可）<br>第６条　利用許可申請者は、次の事項を記載した書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　利用しようとする墓地の名称、区画番号＿＿＿及び面積 | （利用の許可）<br>第６条　利用許可申請者は、次の事項を記載した書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　利用しようとする墓地の名称、区画番号、等級及び面積 |
| （永代使用料）<br>第８条　墓所の永代使用料は、１平方メートルにつき６万円とし、利用者は、利用の許可を受けたときにこれを納付しなければならない。 | （永代使用料）<br>第８条　墓所の永代使用料は、次に掲げる区分＿＿＿＿＿とし、利用者は、利用の許可を受けたときにこれを納付しなければならない。<br>（１）　旧墓地　１平方メートルにつき　２万２，０００円<br>（２）　新墓地　１平方メートルにつき　２万５，０００円<br>（３）　第１分区<br>１等級　１平方メートルにつき　３万円<br>２等級　１平方メートルにつき　２万８，０００円<br>３等級　１平方メートルにつき　２万６，０００円<br>（４）　第２分区<br>１等級　１平方メートルにつき　４万６，０００円<br>２等級　１平方メートルにつき　４万１，０００円<br>（５）　第３分区<br>１等級　１平方メートルにつき　８万８，０００円<br>２等級　１平方メートルにつき　８万円 |
| （利用権の承継）<br>第１１条　墓所を利用する権利（以下「利用権」という。）は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。<br>２　前項の規定により利用権を承継する者（以下「承継者」という。）は、その原因発生後速やかに市長に届け出て、利用承継の許可を受けなければならない。 | （利用の承継）<br>第１１条　利用墓所の利用承継は、祭祀の承継者がその原因発生後速やかに市長に届け出て、その許可を受けなければならない。 |
| （墳墓の新設等）<br>第１３条　利用者が墳墓を新設若しくは改造、囲いの設置又は樹木の植栽を | （墳墓の新設等）<br>第１３条　利用者が墳墓を新設若しくは改造、囲いの設置又は樹木の植栽を |

| | |
|---|---|
| するときは、次の事項を記載した書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　墓地の名称、区画番号＿＿＿及び面積<br>（３）　（略）<br><br>（利用許可の取消し）<br>第１５条　（略）<br>２　（略）<br>３　前項の場合において、納付された永代使用料等は、返還しない。<br><br>（利用許可効力の消滅）<br>第１７条　次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の効力は消滅するものとする。<br>（１）　（略）<br>（２）　利用者が住所不明になり１０年を経過し、かつ、承継者＿＿＿＿＿が明らかでないとき。 | するときは、次の事項を記載した書類を市長に提出し、その許可を受けなければならない。<br>（１）　（略）<br>（２）　墓地の名称、区画番号、等級及び面積<br>（３）　（略）<br><br>（利用許可の取消し）<br>第１５条　（略）<br>２　（略）<br><br>（利用許可効力の消滅）<br>第１７条　次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の効力は消滅するものとする。<br>（１）　（略）<br>（２）　利用者が住所不明になり１０年を経過し、かつ、祭祀の承継をすべき者が明らかでないとき。 |

議案第７５号

渋川市中小企業振興基本条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市中小企業振興基本条例

（目的）

第１条　この条例は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を踏まえ、市の責務、中小企業者等の努めるべき事項等について明らかにするとともに、中小企業の振興に関し本市の施策の基本となる事項を定め、これを推進することにより、中小企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号に規定する中小企業者若しくは同条第５項に規定する小規模企業者又は中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に規定する中小企業等協同組合であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（２）　経済団体　商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）に基づき設立された商工会議所、商工会法（昭和３５年法律第８９号）に基づき設立された商工会その他の市内における産業の振興を図ることを目的とした団体をいう。

（３）　大企業者　中小企業者以外の事業者で、市内に事業所又は事務所を有するものをいう。

（４）　教育機関　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（５）　金融機関　市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の

金融機関をいう。

（基本理念）

第３条　中小企業の振興は、中小企業者による自らの創意工夫及び自主的な努力並びに法令遵守の下に推進されなければならない。

２　中小企業の振興は、中小企業者、経済団体、大企業者、教育機関、金融機関、市民及び市が中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に実施するものとする。

２　市は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業に対する支援を行うよう努めるものとする。

３　市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、群馬県、経済団体、金融機関その他の関係団体との緊密な連携を図るものとする。

４　市は、市が発注する工事の請負、役務の提供、物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の拡大に努めるものとする。

（基本的施策）

第５条　市は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

（１）　中小企業者の経営基盤を強化し、技術力等を高度化するための施策

（２）　中小企業者に対して、資金の円滑な供給を図るために必要な金融支援施策

（３）　中小企業者の創業及び新たな事業展開の促進を図るための施策

（４）　中小企業者の販路を拡大するための施策

（５）　中小企業者が持てる能力を発揮し、活力ある成長及び発展を図るための施策

（６）　中小企業者の事業承継及び持続的発展を図るための施策

（７）　中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るための施策

（８）　安心して働くことができる環境整備を促進するための施策

（中小企業者の役割及び努力）

第６条　中小企業者は、社会的環境の変化に柔軟に適応し、事業の持続的な発展を図るため、自主的に経営の革新及び経営基盤の強化に努めるものとする。

２　中小企業者は、技術の承継、人材の育成、雇用の促進、福利厚生の充実及び後継者の育成に努めるものとする。

３　中小企業者は、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

４　中小企業者は、地域経済の振興を図るため、経済団体へ加入するよう努めるものとする。

（経済団体の役割）

第７条　経済団体は、中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化等のため、経営相談その他の支援を行うとともに、市等と連携の上、中小企業の育成及び事業の持続的発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第８条　市民は、中小企業の振興が地域社会の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第９条　大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　大企業者は、地域社会を構成する一員として、中小企業者と連携し、及び協力し、地域貢献及び魅力あるまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第１０条　教育機関は、児童、生徒等の勤労観及び職業観の醸成並びに中小企業に対する理解の促進に努めるものとする。

（金融機関の役割）

第１１条　金融機関は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを理解し、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化ができるよう、円滑な資金の供給、経営相談等の支援に努めるものとする。

２　金融機関は、市内における起業及び創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

（会議の開催等）

第１２条　市は、この条例の目的を達成するため、必要な会議の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成３０年７月１日から施行する。

理　由

中小企業振興のため、条例を制定しようとするものである。

議案第７６号

渋川市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年６月１２日提出

渋川市長　髙　木　　勉

渋川市公園条例の一部を改正する条例

渋川市公園条例（平成２７年渋川市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第３８条第３項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

別表第４中

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 陸上競技場 | 専用利用 | | １時間 | ４００円 | ８００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | １回 | １００円 | ２００円 |
| 野球場 | 専用利用 | | １時間 | ４００円 | ８００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | １回 | １００円 | ２００円 |
| | | スコアボード | １時間 | １００円 | ２００円 |

」を

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 陸上競技場 | 専用利用 | | １時間 | ７００円 | １，４００円 |
| | 個人利用 | | １人１時間 | １００円 | ２００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | １回 | ２００円 | ４００円 |
| | | 用具　３種目以上 | １時間 | ２００円 | ４００円 |
| | | 用具　１種目 | | １００円 | ２００円 |
| | | 温水シャワー | １回 | １００円 | １００円 |
| 野球場 | 専用利用 | | １時間 | ４００円 | ８００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | １回 | １００円 | ２００円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | スコアボード | | １００円 | ２００円 |

」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年１０月１日から施行する。

理　由

渋川市総合公園陸上競技場の改修工事の完了に伴い、使用料を見直すものである。

# 渋川市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

## 改　　正　　案

（利用料金）

第３８条　（略）

２　（略）

３　制限行為の許可を受けた者又は利用者は、利用料金は許可と同時に納付するものとする。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

４　（略）

別表第４（第２９条関係）

１　有料公園施設の使用料

（１）　渋川市総合公園

| 施設名 | 区分 | | | 単位 | 市内 | 市外 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 陸上競技場 | 専用利用 | | | １時間 | ７００円 | １，４００円 |
| | 個人利用 | | | １人１時間 | １００円 | ２００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | | １回 | ２００円 | ４００円 |
| | | 用具 | ３種目以上 | １時間 | ２００円 | ４００円 |
| | | | １種目 | | １００円 | ２００円 |
| | | 温水シャワー | | １回 | １００円 | １００円 |
| 野球場 | 専用利用 | | | １時間 | ４００円 | ８００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | | １回 | １００円 | ２００円 |
| | | スコアボード | | | １００円 | ２００円 |
| （略） | | | | | | |

（２）～（６）　（略）

２　（略）

## 現　　行

（利用料金）

第３８条　（略）

２　（略）

３　制限行為の許可を受けた者又は利用者は、利用料金は許可と同時に納付するものとする。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りではない。

４　（略）

別表第４（第２９条関係）

１　有料公園施設の使用料

（１）　渋川市総合公園

| 施設名 | 区分 | | 単位 | 市内 | 市外 |
|---|---|---|---|---|---|
| 陸上競技場 | 専用利用 | | １時間 | ４００円 | ８００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | １回 | １００円 | ２００円 |
| 野球場 | 専用利用 | | １時間 | ４００円 | ８００円 |
| | 附属設備 | 放送設備 | １回 | １００円 | ２００円 |
| | | スコアボード | １時間 | １００円 | ２００円 |
| （略） | | | | | |

（２）～（６）　（略）

２　（略）